

「(仮称)名駅三丁目計画」建設事業
に係る環境影響評価方法書

(大規模建築物の建築)

平成 21 年 12 月

三菱地所株式会社

目 次

	頁
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 対象事業の名称及び種類	2
2-2 対象事業の目的	2
2-3 対象事業の内容	3
第3章 事前配慮の内容	8
3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	8
3-2 建設作業時を想定した配慮	9
3-3 施設の使用・供用時を想定した配慮	12
第4章 事業予定地及びその周辺地域の概況	14
4-1 社会的状況	18
4-2 自然的状況	44
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法	60
5-1 環境影響評価の項目	60
5-2 調査予定期間	64
5-3 調査及び予測の手法	64
第6章 評価の手法	84
6-1 環境の保全のための措置の検討	84
6-2 評価の手法	84
第7章 環境影響評価手法の概要	85

【資料編】

【用語解説】

< 略 称 >

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」 (平成 15 年愛知県条例第 7 号)	「愛知県生活環境保全条例」
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 (平成 15 年愛知県規則第 87 号)	「愛知県生活環境保全条例施行規則」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する 条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する 条例施行細則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)	「名古屋市環境保全条例施行細則」

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕三菱地所株式会社

〔代 表 者〕代表取締役 木村恵司

〔所 在 地〕東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容

2-1 対象事業の名称及び種類

〔名 称〕「(仮称)名駅三丁目計画」建設事業

〔種 類〕大規模建築物の建築

2-2 対象事業の目的

事業予定地は、名古屋駅前東側に位置し、現在、大名古屋ビル（地下 4 階、地上 12 階、昭和 37 年竣工）及び、ロイヤルパークイン名古屋（地下 1 階、地上 10 階、昭和 58 年竣工）が存在しており、業務・ホテル機能としての役割を果たしている。しかしながら、建物の老朽化が進む中で、その就業環境や機能は必ずしも時代のニーズに適合しえない状況となっている。

事業予定地を含む周辺地区における上位計画としては、名古屋市の総合計画である「名古屋新世紀計画 2010」、「名古屋市都市計画マスタープラン」などをふまえ、平成 16 年 3 月に「名古屋市都心部将来構想」が策定されている。本構想は、名古屋駅から栄にかけての都心部を対象に、総合的なまちづくりの指針としておおむね 20 年後を目標として策定されたものであり、市民、企業、行政などがまちづくりを進めていくうえでの共通目標として『にぎわいあふれる魅力づくり』、『歩いてたのしい空間づくり』、『人や環境へのやさしさづくり』を基本方針としている。

この構想の中で事業予定地を含む名古屋駅周辺は、『名古屋駅周辺地区』と位置づけられている。そこでは、ターミナル機能の強化やシンボリックなまちなみにぎわい空間の形成をはかり、歩行者空間を拡大することで回遊性を高め、にぎわいと魅力のあるまちの広がりを創出することが掲げられている。また、これを実現するための具体的なまちづくりの展開として「なごやターミナル拠点構想」が示されており、『名駅通と沿道を活用した駅前広場機能の拡充』、『交通結節機能の強化』、『シンボリックなまちなみにぎわい空間の形成』等により、名古屋市の玄関口にふさわしいターミナル機能の強化をはかり、加えてシンボリックなまちなみを形成することが示されている。

このような上位計画をふまえ、近年、名古屋駅周辺建物において施設の機能更新が進みつつある。

本事業においても、建替えによる建物機能の更新を行うにあたり「名古屋市都心部将来構想」が目指す『にぎわいあふれる魅力づくり』、『歩いてたのしい空間づくり』、『人や環境へのやさしさづくり』の目標に貢献することを目的とする。

2-3 対象事業の内容

(1) 事業予定地の位置及び区域

名古屋市中村区名駅三丁目 28 番 12 号、27 番 5 号 他（図 2-3-1 参照）

(2) 事業規模

〔高 さ〕 約 190m

〔延べ面積〕 約 150,000 m²

(3) 事業計画の概要

基本方針

・国際的・広域的な業務拠点の形成

名古屋の玄関口及び中心にふさわしい高度・高質な業務空間の創出とあわせ、賑わい施設などを導入し、国際的・広域的な業務拠点の形成を図る。

・回遊性のある歩行者ネットワークの形成

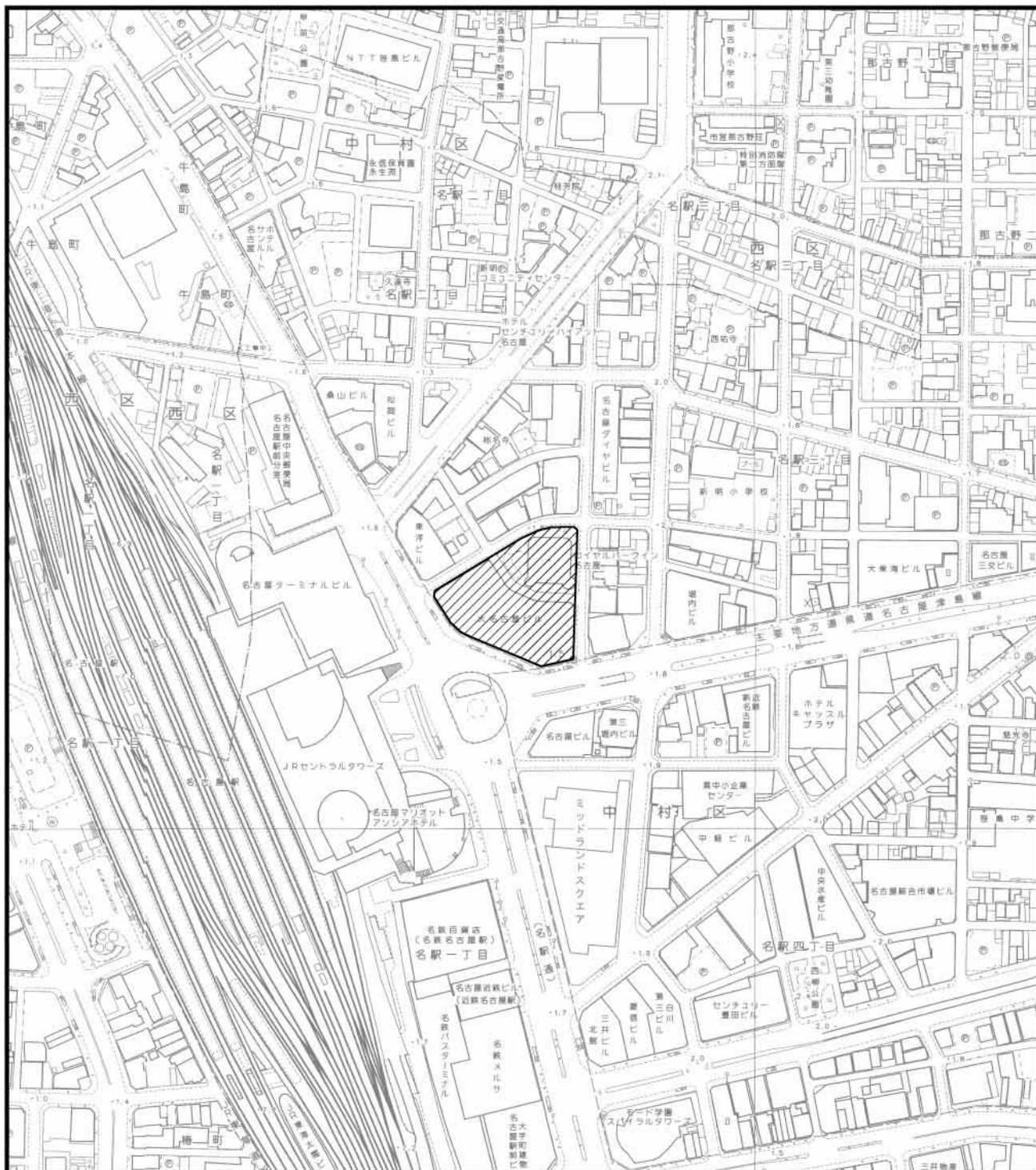
大名古屋ビルと地下街との接続部の改修並びにバリアフリー化をはじめ、敷地内の貫通通路・サンクンガーデンの整備により、立体的回遊性を備えた歩行者ネットワークを形成する。

・名古屋の玄関口にふさわしい景観の形成

更新が進む周辺の景観を考慮した建物形態やスカイラインの形成により、名古屋の玄関口にふさわしいシンボリックな街並み形成に努める。

・環境共生への取組み

最新の地域冷暖房施設（以下、「DHC」という。）の設置や、建物設備の省エネルギーシステムの構築、歩道状空地や広場状空地等の緑化に努める。



 : 事業予定地



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

凡
例

図 2-3-1

事業予定地の位置及び区域

建築計画

新建築物の建築計画の概要は表 2-3-1 に、ボリュームイメージは図 2-3-2、計画配置図は図 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-1 建築計画の概要

項 目	内 容	
地域・地区	商業地域、防火地域、緑化地域、駐車場整備地区、景観形成地区、都市再生緊急整備地域	
主要用途	事務所、店舗、駐車場	
階数・高さ	地下 4 階 / 地上 38 階 / 塔屋 1 階 建築高さ約 190m	
構造	鉄骨造（地上）、鉄骨鉄筋コンクリート造（地下）	
事業予定地の区域面積	約 9,150 m ²	
延べ面積	約 150,000 m ²	
駐車台数	約 330 台	
日最大利用者数	平日	約 50,000 人
	休日	約 26,000 人
緑化計画	地上部及び屋上の一部の緑化	
主要なアクセス手段	歩行者：JR「名古屋駅」より徒歩約 3 分 地下鉄東山線「名古屋駅」より徒歩約 1 分 自動車：名古屋高速都心環状線名駅入口から約 500m	

現時点での計画であり、今後変更となる可能性がある。



図 2-3-2 新建築物のボリュームイメージ図

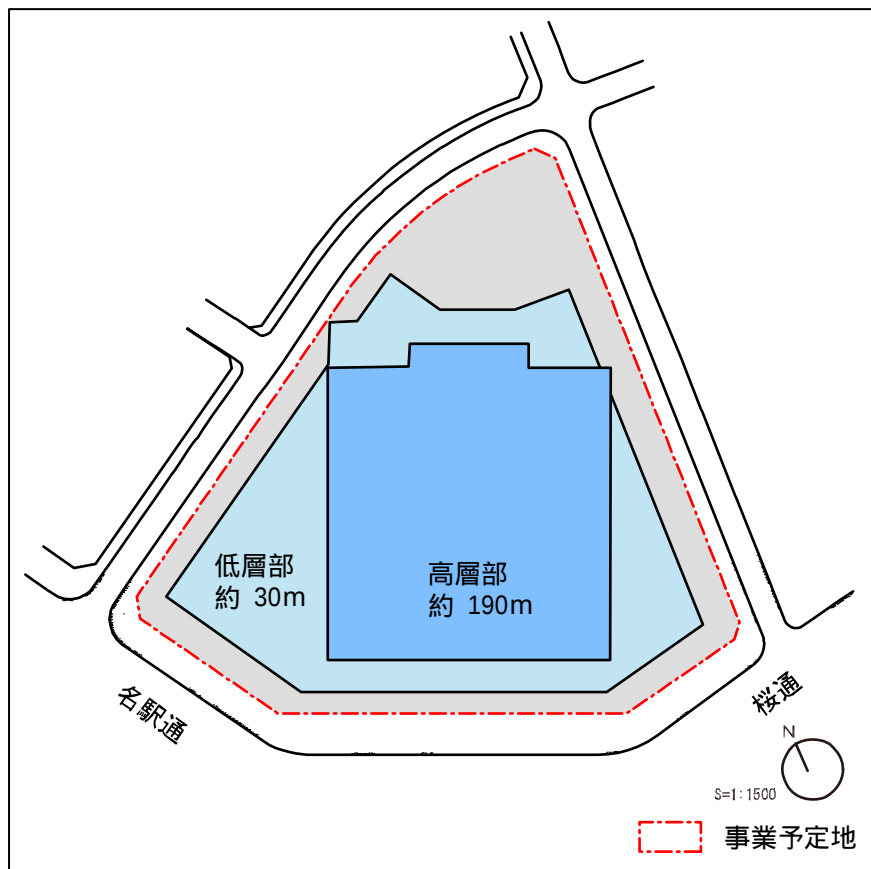


図 2-3-3 計画配置図

排水計画

工事の実施及び事業活動に伴い発生する汚水は、公共下水道に放流する計画である。

供用開始予定時期

平成 27 年度（2015 年度）

工事予定期間

平成 24 年度～平成 27 年度

工事工程の概要は、表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 工事工程の概要

年度 工種	平成24年度 (2012年度)				平成25年度 (2013年度)				平成26年度 (2014年度)				平成27年度 (2015年度)			
解体工事																
山留工事																
構真柱工事																
根切工事																
地下躯体工事																
地上躯体工事																
仕上工事																
外構工事																

第 3 章 事前配慮の内容

名古屋市の「事前配慮指針」(平成 11 年名古屋市告示第 126 号)を元に、事業計画を策定するにあたって環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

- ・ 国際的・広域的な業務拠点の形成、回遊性のある歩行者ネットワークの形成、名古屋の玄関口にふさわしい景観の形成を図る。
- ・ 新建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の緩和や、ビル風による風害の緩和に配慮した計画とする。
- ・ 最新の省エネルギー機器の使用、自然エネルギーの導入及び緑化に努める計画とする。

3-2 建設作業時を想定した配慮

表 3-2-1 (1) 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
自然環境 の保全	地 盤	地盤の改変による影響の防止	・ 周辺地下水位低下と地盤の変形を抑制するため、地下工事において止水性の高い山留め壁（ソイルセメント柱列壁）を透水性の低い難透水層まで構築する。
生活環境 の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・ 仮囲いを設置するとともに、現況施設の解体時に防音パネルを設置する。 ・ 建設工事において使用する建設機械について、排出ガス対策型建設機械や、低騒音型建設機械の採用に努める。 ・ 工事現場内において必要に応じて散水を実施するとともに、粉じん防止用のシートを使用する。 ・ 特定建設作業について、規制基準を遵守するとともに、その他作業についても、特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・ 工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルート分散化に努める。 ・ 工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。
	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	・ 工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルート分散化に努める。 ・ 工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導、徹底する。 ・ 事業予定地への工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。 ・ 事業予定地周辺の各小・中学校の指定通学路に配慮する。
	電波障害	電波障害の防止	・ 新築建物の着工時期を地上デジタル放送への完全移行後（2011 年 7 月 24 日以降）である 2012 年度とし、アナログ放送への電波障害の発生を回避する。

表 3-2-1 (2) 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
快適環境 の保全と 創出	景観	周辺地域との 景観の調和	・ 仮囲い等について、名古屋駅都市景観形成基準に配慮する。
環境負荷 の低減	自動車交 通	工事関係車両 による交通渋 滞の防止	・ 工事関係車両について、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、特定の道路に工事関係車両が集中しないよう走行ルートの分散化に努める。 ・ 工事関係車両の運転者に対し、走行ルートの遵守、適正な走行の遵守を指導、徹底する。
	廃棄物	建設廃棄物の 減量化及び再 資源化の推進	・ 計画建築物の建築に伴い発生する廃棄物について「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化に努める。 ・ 現況施設の解体に伴い発生するコンクリート塊、鉄筋、鉄骨について、再生資源としてリサイクルに努める。 ・ 掘削土について、埋立、盛土、土地造成工事への活用に努める。 ・ 搬入物の梱包材について、削減に努める。
		建設残土・廃 棄物の搬出・ 処分等に伴う 影響の防止	・ 建設残土の運搬時には、必要に応じてシート掛け等の措置をとる。 ・ 発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「建設廃棄物処理マニュアル - 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版 - 」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター, 平成13年)に従って適正に処理するとともに、マニフェスト(集荷目録)による管理を徹底する。 ・ 現況施設の解体工事前の調査により、石綿の使用が明らかになった場合、解体工事に先立ち、「建築物解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」(環境省, 平成19年)に従って除去し、この運搬及び廃棄にあたっては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(環境省, 平成19年)に従い、適切に行う。

表 3-2-1 (3) 建設作業時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
環境負荷 の低減	廃棄物	建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	・ 現況施設内で管理されている PCB は、解体工事前に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB 特別措置法) (平成 13 年法律第 65 号) に基づき、適切に処理を行う。
	地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	・ 工事中の型枠材等の使用に際しては、非木材系の型枠等を積極的に利用し、木材の使用量の抑制に努める。 ・ 製造過程において、二酸化炭素の発生量が少ない建設材料の使用に努める。 ・ 現況施設の解体工事に伴い、フロン類を用いた設備機器が確認された場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(平成 13 年法律 64 号) に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 3-3-1 (1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
生活環境 の保全	環境汚染	公害の防止	・ DHC を導入し、周辺建物から発生する排出ガス量の削減に配慮する。 ・ 熱源施設の排出口を高層部屋上とし、周辺環境に配慮する。 ・ 臭気対策について、臭気を発生させるごみ置場や厨房などの排気系統には必要に応じて脱臭装置を設け、建物外部への臭気漏洩防止に努める。
	日照障害 ・ 風害	日照障害、風 害の防止	・ 日照障害について、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)に規定される教育施設に配慮する。 ・ 風害については、低層部周辺に樹木を植栽する事により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。
	安全性	自然災害から の安全性の確 保	・ 雨水の一時貯留施設の設置・保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。 ・ 十分な耐震性能をもつ構造計画・施工を行う。
		交通安全の確 保	・ 事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮して出入口の設置、運用管理を行う。 ・ 事業予定地内に歩道状空地を配し、歩車分離を図る。
快適環境 の保全と 創造	景 観	景観の調和	・ 新建築物の周囲に歩道状空地や広場状空地を設けることにより、圧迫感を緩和するように配慮する。 ・ 高層部の建物形状をセットバックさせ、周辺環境に対して圧迫感の低減に努める。
	緑地等	施設の緑化	・ 「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、緑化に努める。
環境負荷 の低減	自動車交 通	交通渋滞の防 止	・ 新建築物関連車両の動線・待機スペースの適切な確保に努める。
		公共交通機関 の利用促進	・ 既存地下街と連結させるとともにバリアフリー化を行い、公共交通機関とのより快適なアクセスを図る。

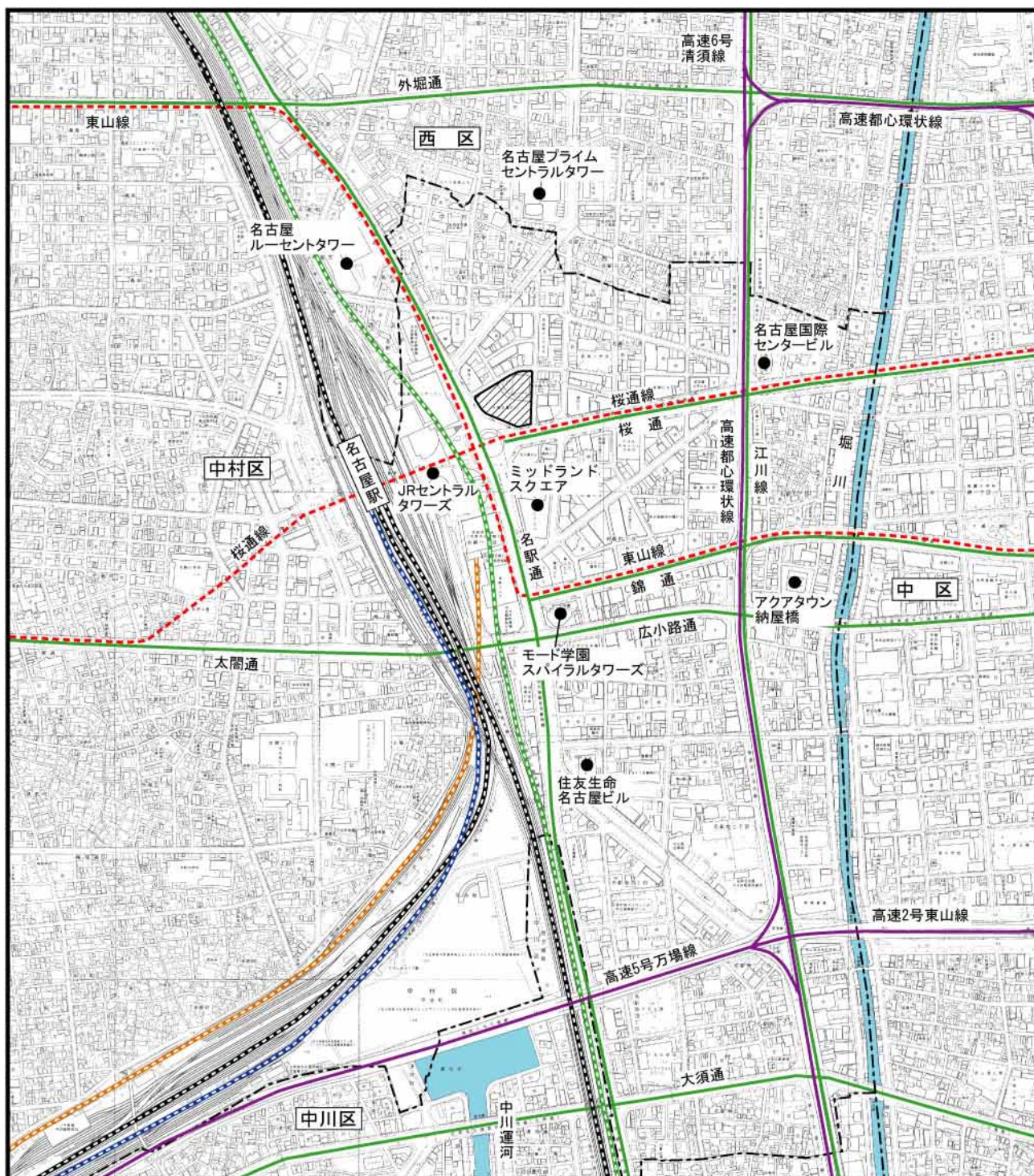
表 3-3-1 (2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項			内 容
環境負荷 の低減	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年名古屋市条例第46号)を遵守する。 ・資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収を徹底することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に配慮する。
		廃棄物の適正処理	・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)を遵守し、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。
	地球環境	省エネルギー対策の推進	・最新の省エネルギー機器を導入したDHCを設置することにより、周辺建物を含めた環境負荷の低減を図る。 ・熱源の搬送動力の低減・搬送効率の向上、高効率照明などの省エネルギーシステムを検討し、エネルギー消費の削減を図る。 ・雨水の利用により、上水の節約に努める。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	・太陽光発電設備の導入に努める。
		温室効果ガスの排出抑制	・「地球温暖化対策指針」(平成16年名古屋市告示第11号)に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。 ・「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、緑化に努める。

第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 4-1 に示すとおり、名古屋市中村区に位置している。

事業予定地は名古屋市の玄関口である名古屋駅の駅前東側に位置している。名古屋駅の駅前東側の地域は、旧来から名古屋の玄関口で都心の一つであり、各種バスと東海旅客鉄道（JR 東海）名古屋鉄道（名鉄）近畿日本鉄道（近鉄）名古屋臨海高速鉄道（あおなみ線）名古屋市高速度鉄道（地下鉄）間の乗り換え客などで人通りが多く商業施設も多い。しかし商業面では栄地区に押されていたが、JR セントラルタワーズ、ミッドランドスクエアなどの建物の高層化が進み、この他にも多数の大規模再開発事業が進行中で、現在は栄地区とともに名古屋の中心的存在へと成長を遂げつつある。



凡例

-  : 事業予定地
-  : 区界
-  : 都市高速道路
-  : 主要道路
-  : 東海旅客鉄道(JR東海)
-  : 名古屋鉄道(名鉄)
-  : 近畿日本鉄道(近鉄)
-  : 名古屋臨海高速鉄道(あおなみ線)
-  : 名古屋市高速鉄道(地下鉄)



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 4-1 事業予定地とその周辺地域

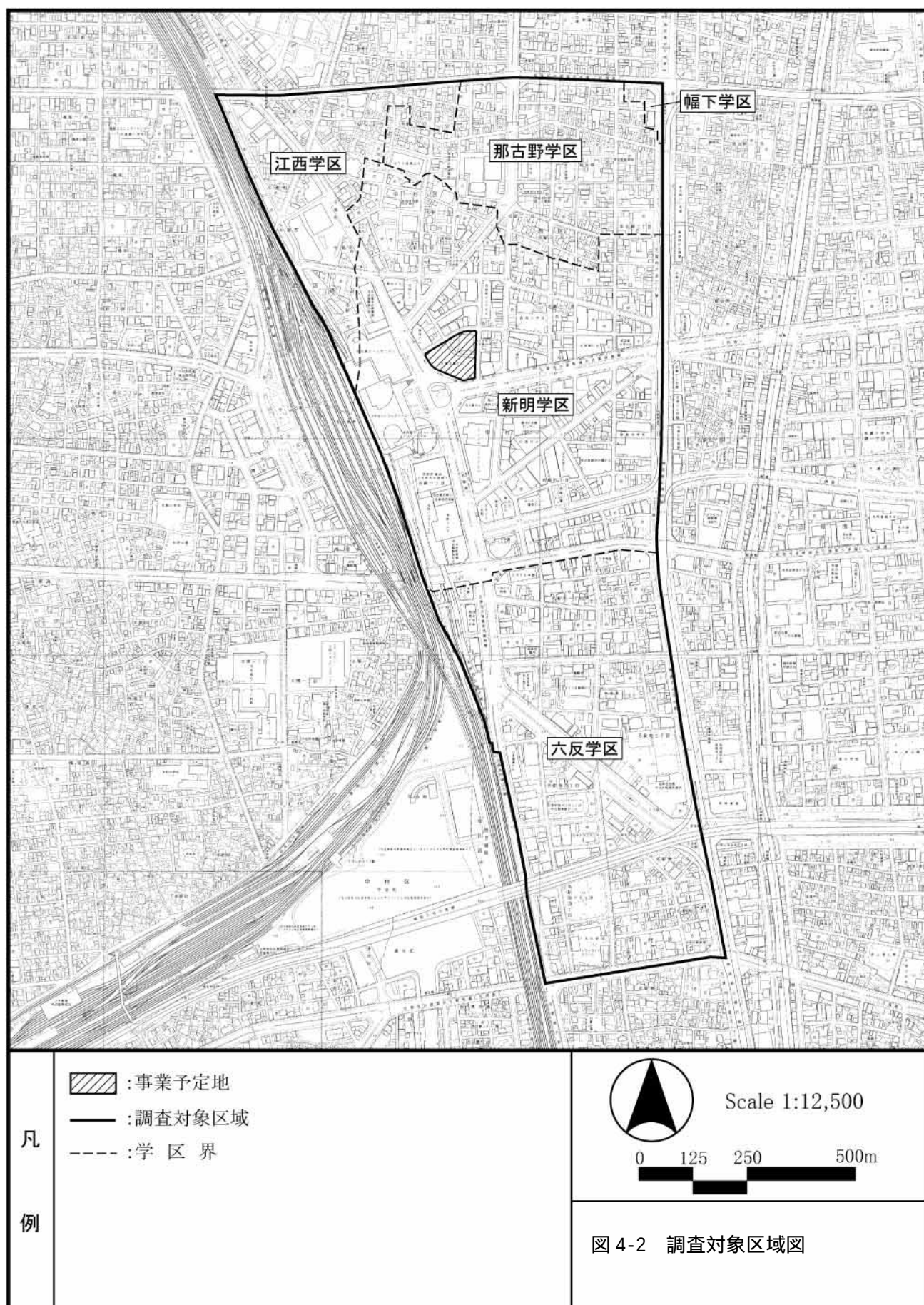
事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音・安全性及び存在・供用時の大気質・風害・日照障害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す区域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

表 4-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
中村区	新明学区の一部、六反学区の一部
西 区	那古野学区の一部、幅下学区の一部、江西学区の一部

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理する。

なお、資料の収集は、平成 21 年 9 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、中村区、西区の区域ごとのデータしか得られないものについては区毎に行った。



4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成 17 年 10 月 1 日現在における人口及び世帯数は表 4-1-1 に、調査対象区域を含む学区（以下、「調査対象学区」という。）の昼夜間人口は表 4-1-2 に、年齢別人口構成比は図 4-1-1 に示すとおりである。

人口については、平成 12 年と比べ、名古屋市及び調査対象区域ともに増加傾向を示している。学区別では、那古野学区は減少しているが、他の学区は増加傾向を示している。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、調査対象区域は少ない。学区別でも、全ての学区で少なくなっている。

また、調査対象学区の昼夜間人口比率は約 691%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、名古屋市と比べ、全ての学区で 0～14 歳の人口比率は低く、逆に 65 歳以上の比率は高くなっている。

出典)「平成 17 年国勢調査 名古屋の町（大字）・丁目別人口」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年国勢調査 名古屋の町（大字）別・年齢別人口」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年 学区別昼間（従業地）人口（推計値）」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-1 人口及び世帯数

区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員 (人)	平成12年 人口(人) (B)	増加率 (%)
名古屋市	2,215,062	955,851	2.32	2,171,557	2.0
中村区					
新明学区	1,168	650	1.80	1,039	12.4
六反学区	743	475	1.56	550	35.1
西 区					
那古野学区	2,097	1,143	1.83	2,301	8.9
幅下学区	21	12	1.75	13	61.5
江西学区	1,148	644	1.78	1,105	3.9
調査対象区域	5,177	2,924	1.77	5,008	3.4

注)1: 人口及び世帯数は平成17年10月1日現在

2: 増加率(%) = $((A - B) / B) \times 100$

3: ーは減少を示す。

4: 幅下学区は、調査対象区域内のみの数値がないことから、周辺街区との合算値である。
他の学区は、調査対象区域内の数値である。

表 4-1-2 昼夜間人口

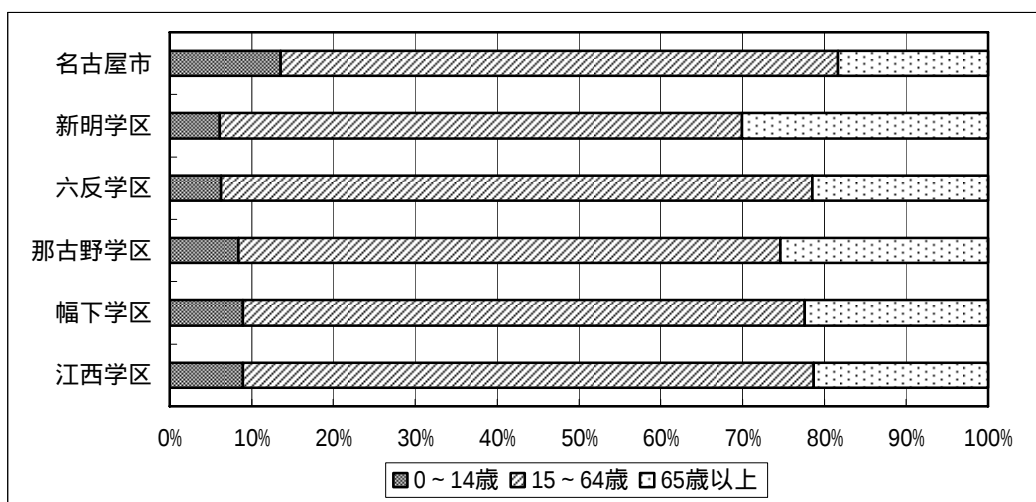
区 分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,516,196	2,193,973	114.7
中村区			
新明学区	65,036	2,008	3,238.8
六反学区	27,603	3,013	916.1
西 区			
那古野学区	5,419	3,519	154.0
幅下学区	7,613	4,705	161.8
江西学区	8,685	3,307	262.6
調査対象学区	114,356	16,552	690.9

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

4:調査対象学区の数値は、各学区全体の数値である。



注)1:平成17年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 4-1-1 年齢別人口構成比

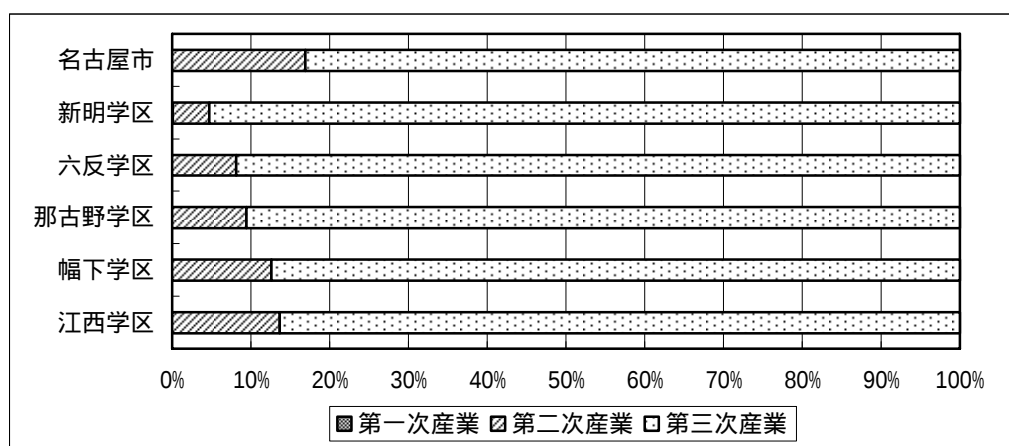
産 業

名古屋市及び調査対象学区の平成18年10月1日現在における産業別事業所数並びに従業者数は、図4-1-2に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高く、特に、新明学区、六反学区及び那古野学区で高い割合となっている。

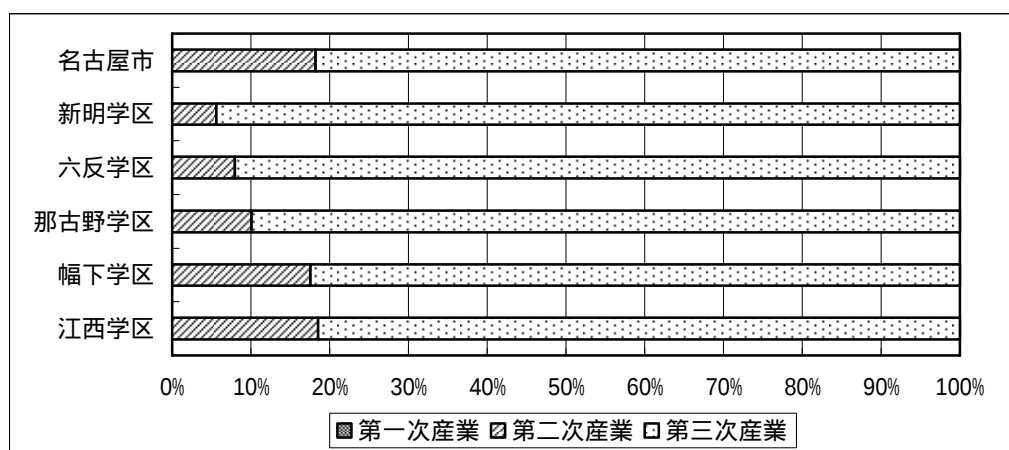
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、特に新明学区及び六反学区で高い割合となっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成18年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市,平成20年)



注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 4-1-2(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む中村区及び西区の平成 20 年 1 月 1 日現在における土地利用の状況は、表 4-1-3 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、77.9%を占めているが、中村区及び西区はさらにこの割合が高く、中村区で 81.9%、西区で 87.9%を占めている。

出典)「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成 21 年)

表 4-1-3 土地利用の状況

単位:a

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,851,213	73,830	82,293	1,442,476	77.9%	834	39,112	4,277	27,598	180,793
中村区	99,766	903	4,006	81,742	81.9%	-	-	4	5,474	7,637
西 区	103,816	304	2,567	91,259	87.9%	-	-	-	2,214	7,472

注)1:平成20年1月1日現在

2:宅地率 = 宅地面積 / 総数 × 100

都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 4-1-3 に示すとおりであり、事業予定地及び調査対象区域は全域が商業地域に指定されている。

駐車場整備地区及び都市景観形成地区の指定状況は、図 4-1-4 に示すとおりである。事業予定地は全域が駐車場整備地区に指定され、また、一部が名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。調査対象区域は、全域が駐車場整備地区に指定され、また、名古屋駅周辺、主要県道名古屋津島線（桜通）及び主要県道名古屋長久手線（広小路通）は、名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。

建物用途の状況は、図 4-1-5 に示すとおりである。調査対象区域では、主要県道名古屋津島線（桜通）より北側では、住居施設及び商業施設が多く、教育施設、供給・処理・運輸施設等が点在している。主要県道名古屋津島線（桜通）から主要県道名古屋長久手線（広小路通）にかけては、商業施設が多く、教育施設等が点在している。主要県道名古屋長久手線（広小路通）から高速 1 号にかけては、商業施設、次いで供給・処理・運輸施設が多く、住居施設、娯楽施設等が点在している。高速 1 号から南側は、商業施設、住居施設、教育施設及び公園・緑地が大きな割合を占めている。

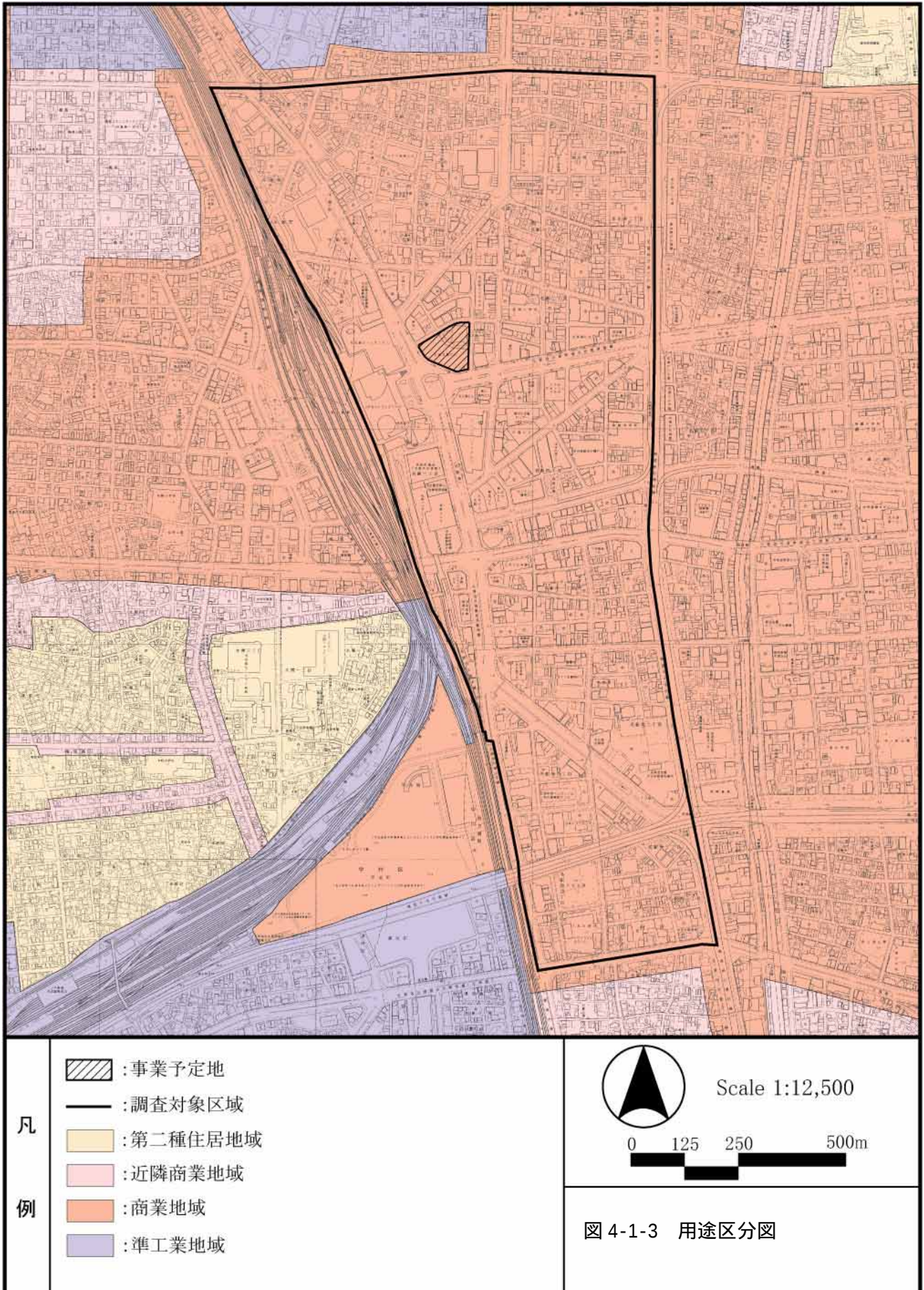
なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

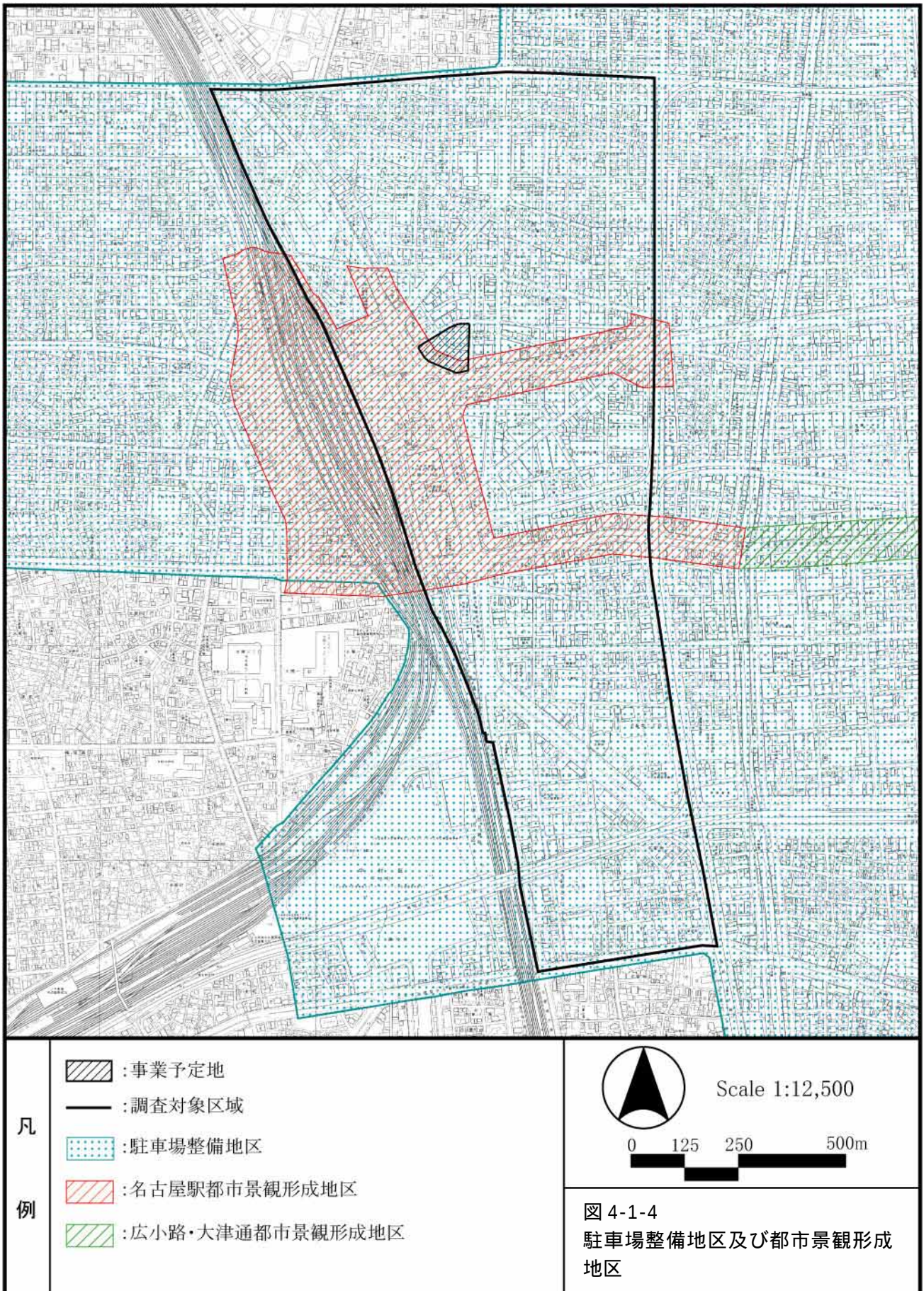
出典)「愛知県土地利用規制図」(愛知県,平成 13 年)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市,平成 20 年)





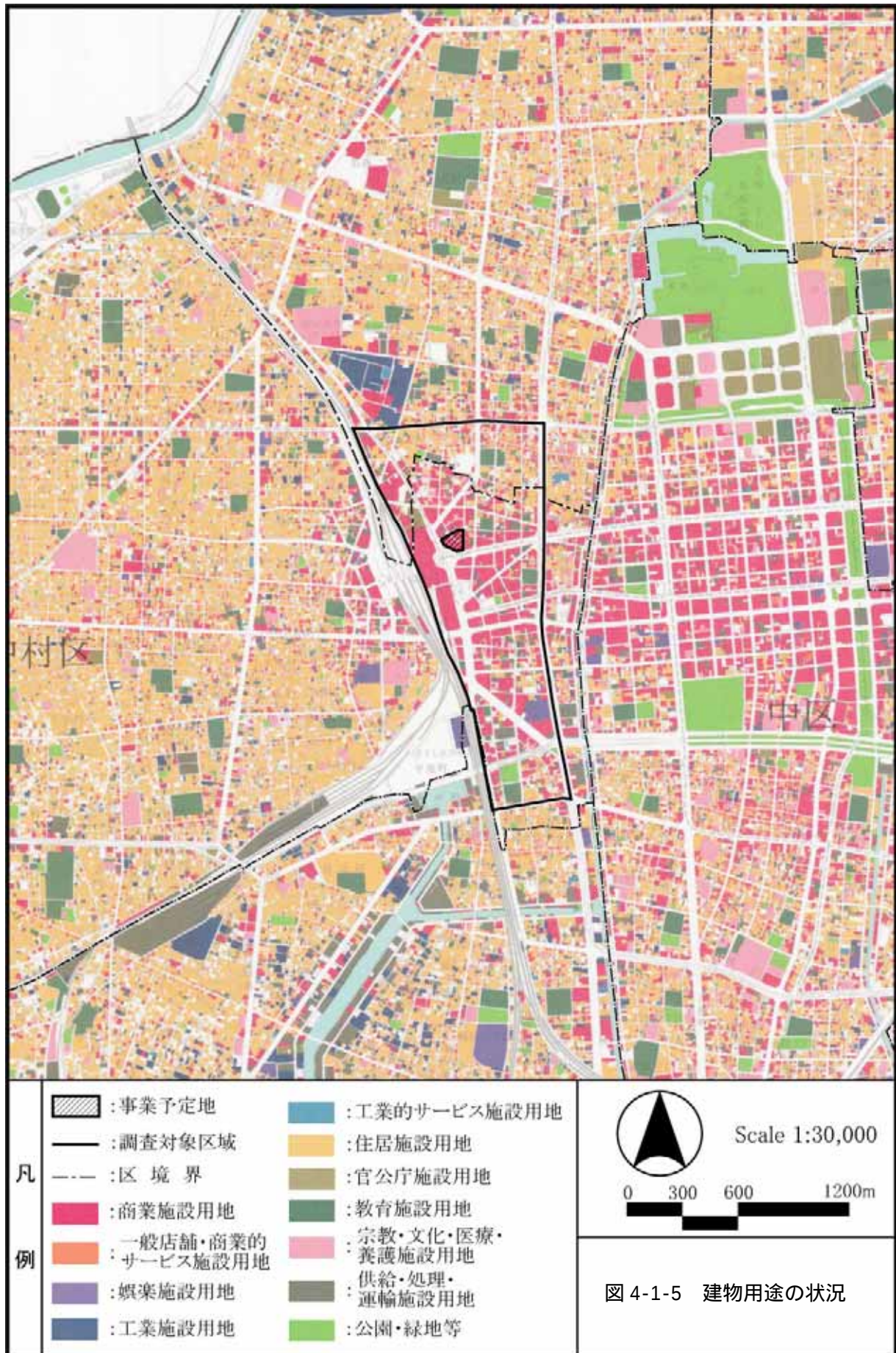


図 4-1-5 建物用途の状況

周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地西側では、名古屋中央郵便局名古屋駅前分室（旧名古屋中央郵便局）及び名古屋ターミナルビルの建替事業が計画されている。

(3) 水域利用

揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に 14 事業場あり、揚水（井戸）の深さは 10～300m の範囲である。

参考)名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交 通

交通網の状況

鉄道については、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域は、JR 東海、名鉄、近鉄、地下鉄及びあおなみ線が集中する地域である。事業予定地は、JR 名古屋駅の北東側に位置している。

バス路線については、図 4-1-7 に示すとおりである。事業予定地の西側には、名古屋バスターミナルがあるとともに、南側には、名鉄バスセンターがあり、JR 東海バス、市バス、名鉄バス、三重交通バス等が集中する地域である。

主要な道路網については、図 4-1-8 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速名古屋新宝線及び高速 1 号、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、一般県道の名古屋甚目寺線及び中川中村線、主要市道の江川線及び山王線、一般市道の東志賀町線、広井町線、錦通線及び岩井町線が通っている。

出典)「中京圏鉄道網図」(愛知県，平成 20 年)

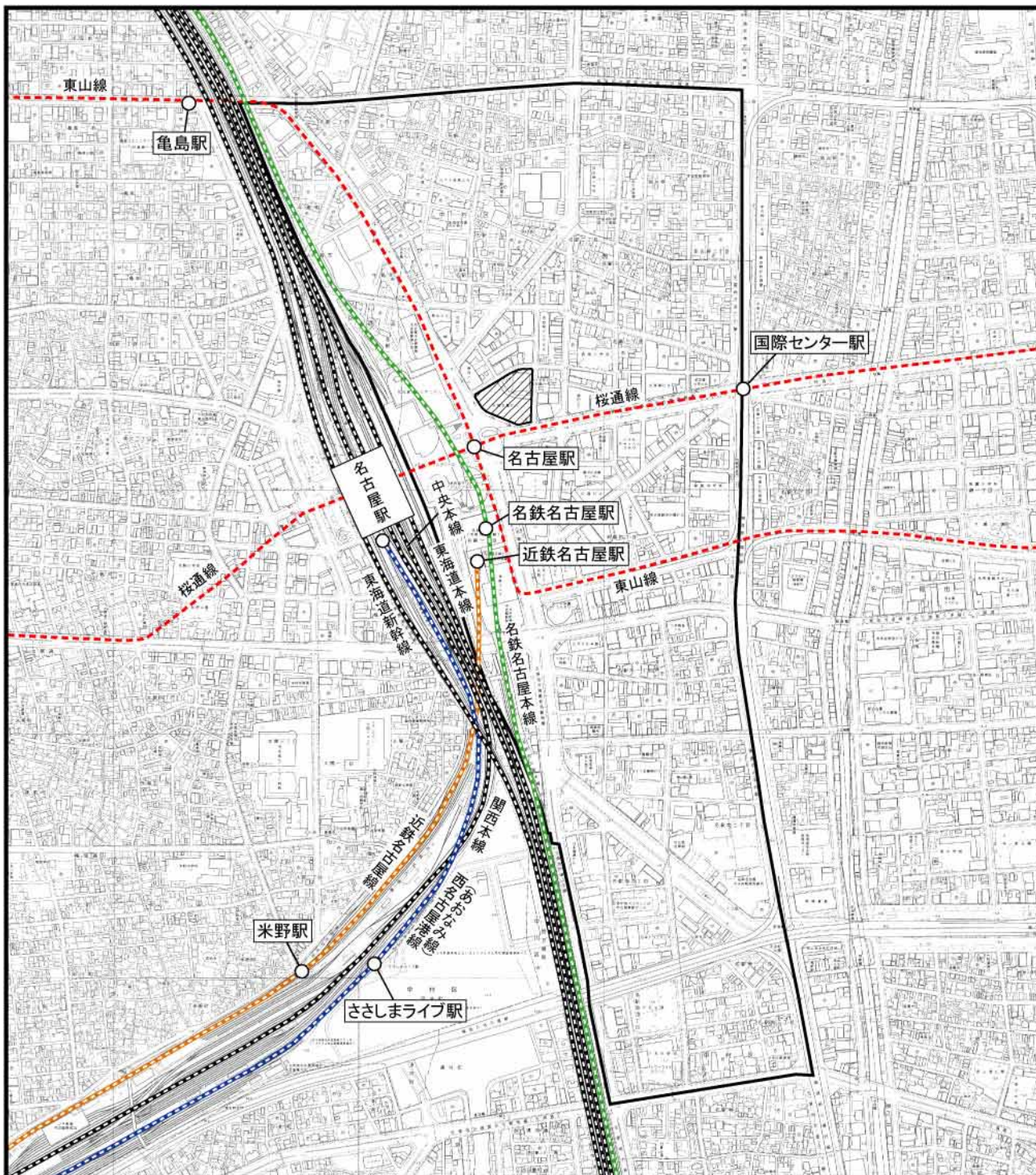
「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)

「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)

「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)

「名古屋市交通量図(平成 17 年度)」(名古屋市，平成 19 年)



-  :事業予定地
 :調査対象区域
 :東海旅客鉄道(JR東海)
 :名古屋鉄道(名鉄)
 :近畿日本鉄道(近鉄)
 :名古屋市高速鉄道(地下鉄)
 :名古屋臨海高速鉄道(あおなみ線)



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 4-1-6 鉄道網図

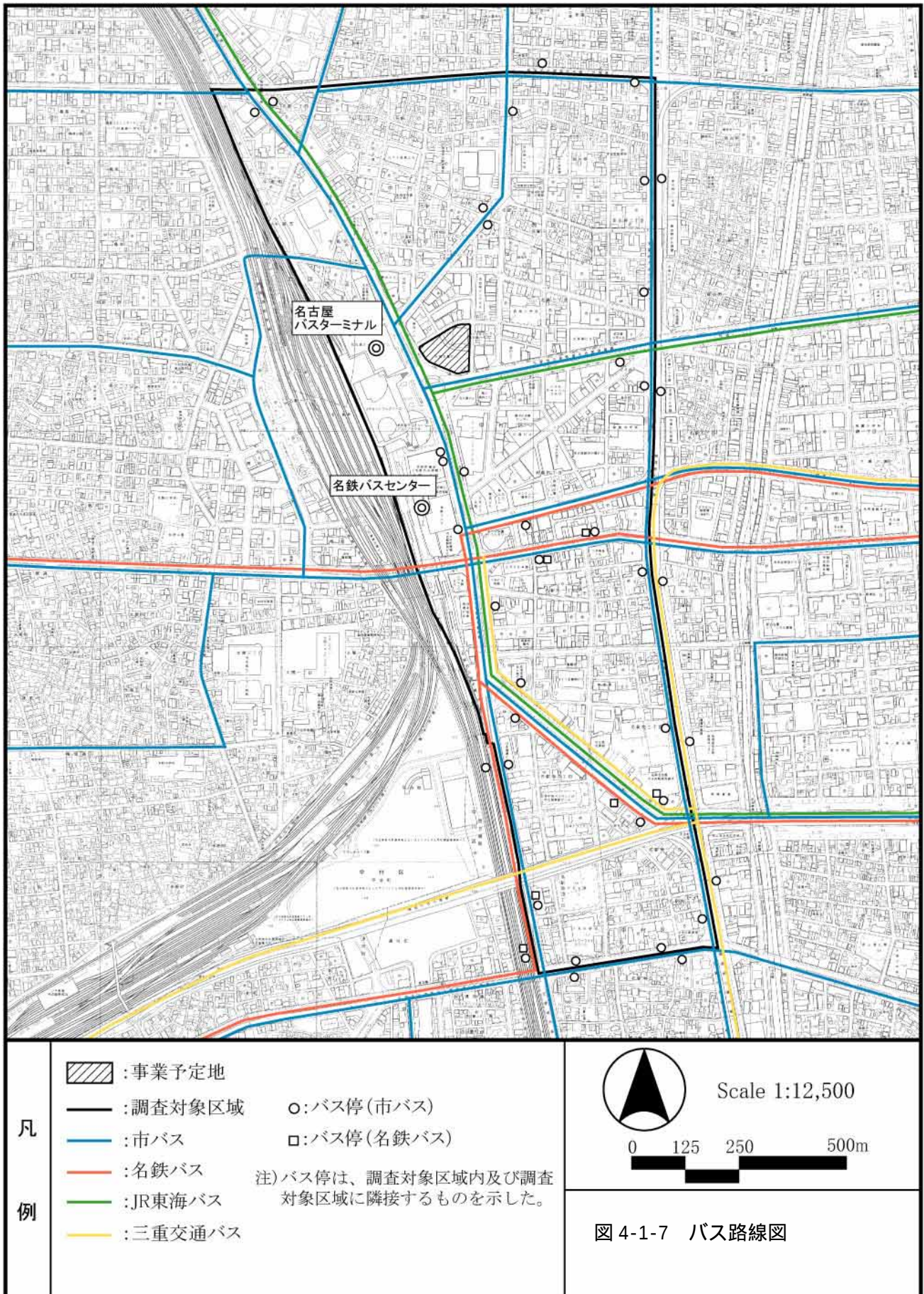
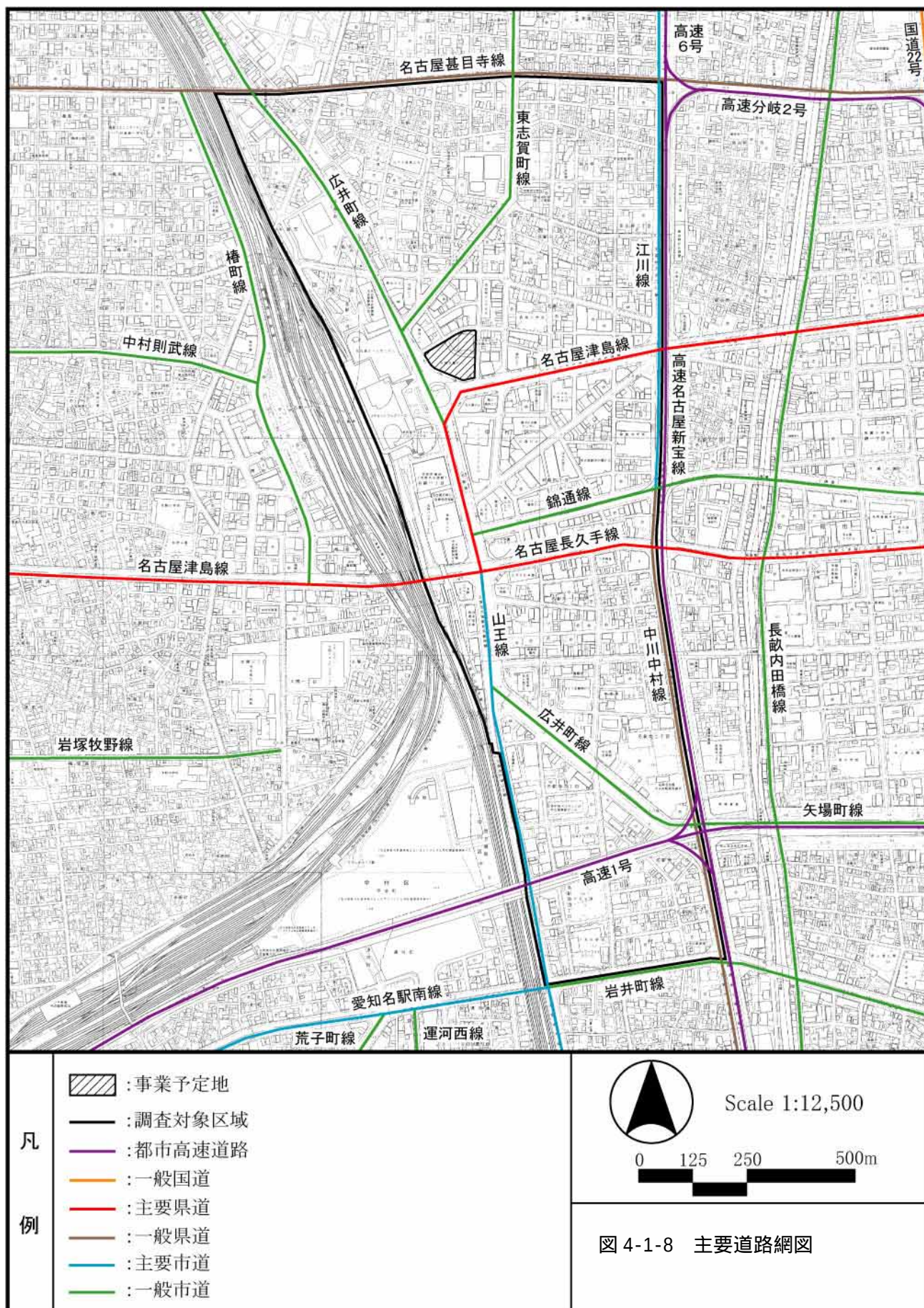


図 4-1-7 バス路線図



道路交通状況

本事業を計画する上で、交通検討のための基礎資料を得ることを目的とした交通実態調査を行った。(調査の詳細は、資料 - 12 (資料編 p. 資-30) 参照)

自動車交通量は、図 4-1-9 に示す 14 交差点 (広域 5 地点、周辺 4 地点、近傍 5 地点) において、平成 20 年 2 月 28 日 (木) と 3 月 2 日 (日) に 7~21 時までの 14 時間調査を行った。調査結果を表 4-1-4 に示す。これによると、流入交通量が一番多い交差点は、平日、休日とも №6 で平日約 87,000 台/14h、休日約 62,000 台/14h であった。

表 4-1-4(1) 自動車交通量調査結果 (流入交通量) [広域、周辺]

単位：台/14h

	№1	№2	№3	№4	№5	№6	№7	№8	№9
平日	41,244	41,754	54,148	26,793	12,242	87,491	67,720	67,170	58,056
休日	28,576	29,924	41,039	21,671	6,618	62,125	46,259	51,370	42,464

表 4-1-4(2) 自動車交通量調査結果 (流入交通量) [近傍]

単位：台/14h

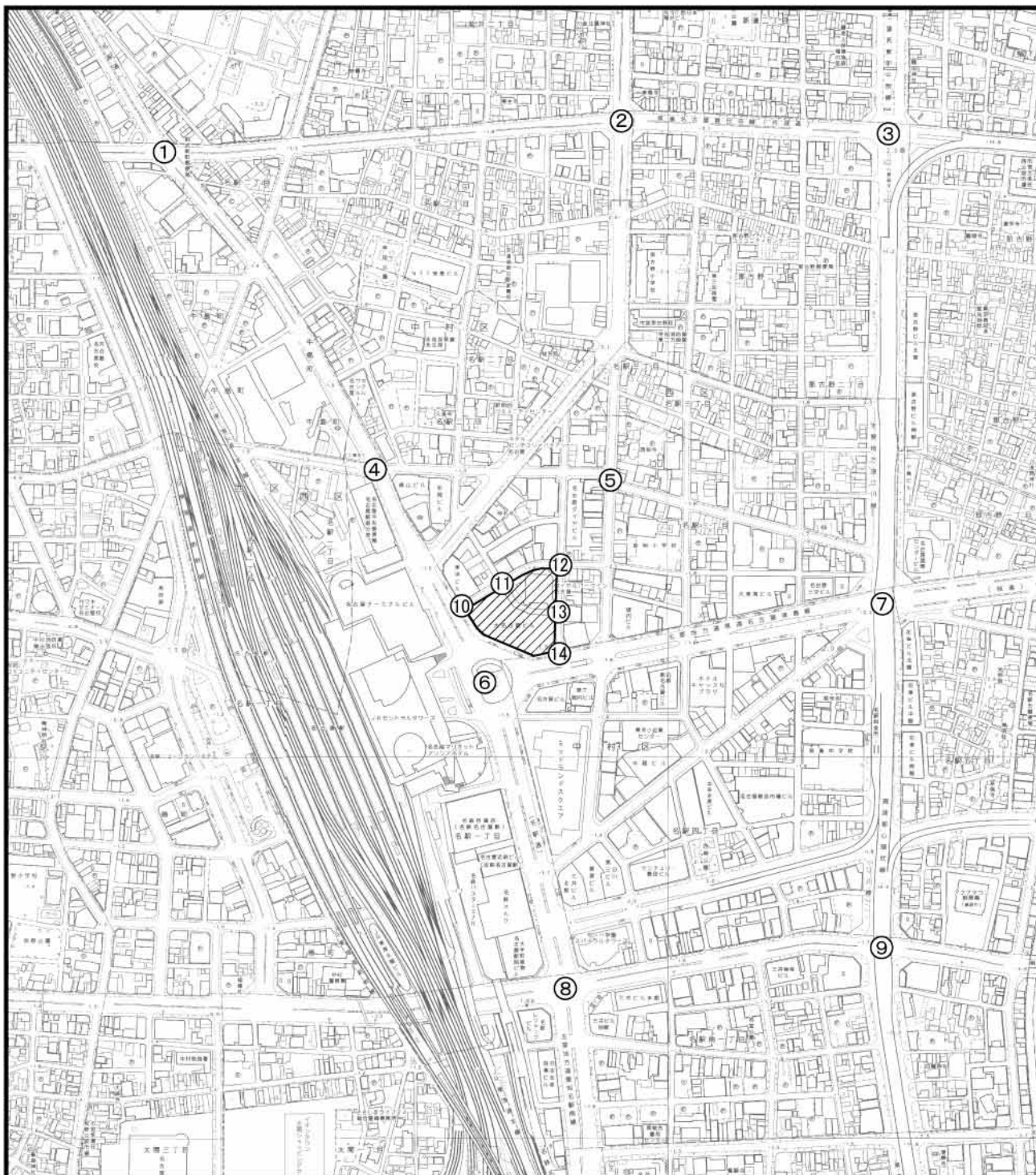
	№10	№11	№12	№13	№14
平日	12,042	2,320	3,304	2,148	17,374
休日	9,411	1,104	1,317	845	10,160

歩行者通行量は、図 4-1-10 に示す事業予定地近傍の 6 地点において、自動車交通量調査と同日、同時間で調査を行った。調査結果を表 4-1-5 に示す。これによると、流入歩行者通行量が一番多い地点は、平日、休日とも №5 で平日約 32,000 人/14h、休日約 19,000 人/14h であった。

表 4-1-5 歩行者通行量調査結果 (流入通行量)

単位：人/14h

	№1	№2	№3	№4	№5	№6
平日	9,651	13,525	2,705	24,283	32,344	10,349
休日	4,319	5,228	1,230	13,879	19,449	8,480



 : 事業予定地

 : 調査地点



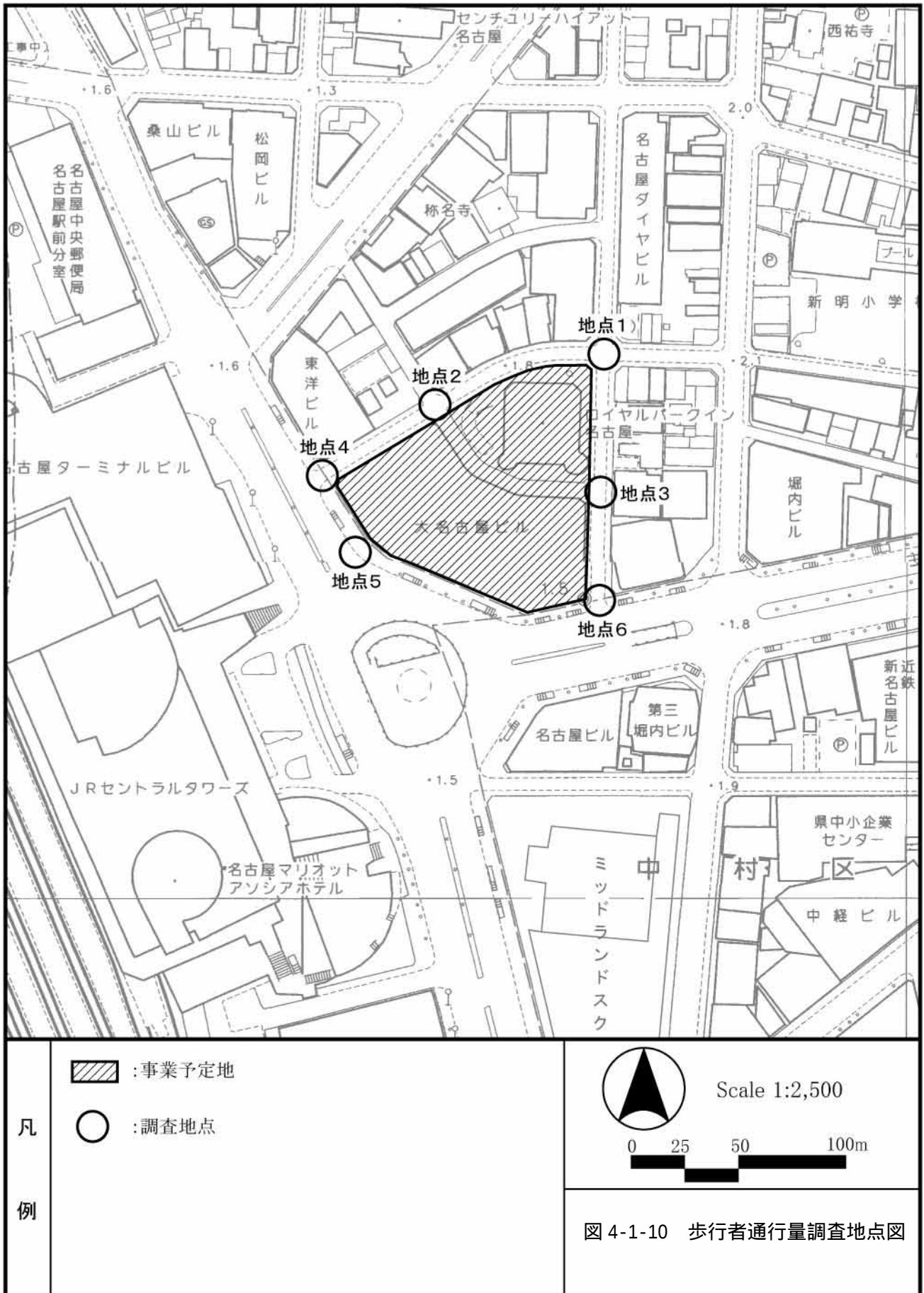
Scale 1:8,000



凡

例

図 4-1-9 自動車交通量調査地点図



公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 19 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の 1 年間の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約 7,000 万人、名鉄名古屋駅が約 5,100 万人、近鉄名古屋駅が約 2,400 万人、あおなみ線名古屋駅が約 400 万人、地下鉄名古屋駅が約 6,200 万人である。

出典)「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成 21 年)

表 4-1-6 駅別乗車人員

単位:人/年					
JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 下 鉄	
JR 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	国際センター駅
69,884,659	51,069,412	23,604,661	4,017,040	61,534,560	1,551,537

(5) 地域社会等

公共施設等

調査対象区域には、図 4-1-11 に示すとおり、中学校が 1 箇所、小学校が 3 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校が多数ある。その他には、保育所が 1 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。

また、調査対象区域には、図 4-1-12 に示すとおり、都市計画公園が 3 箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市,平成 10 年)

「病院一覧(平成 20 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

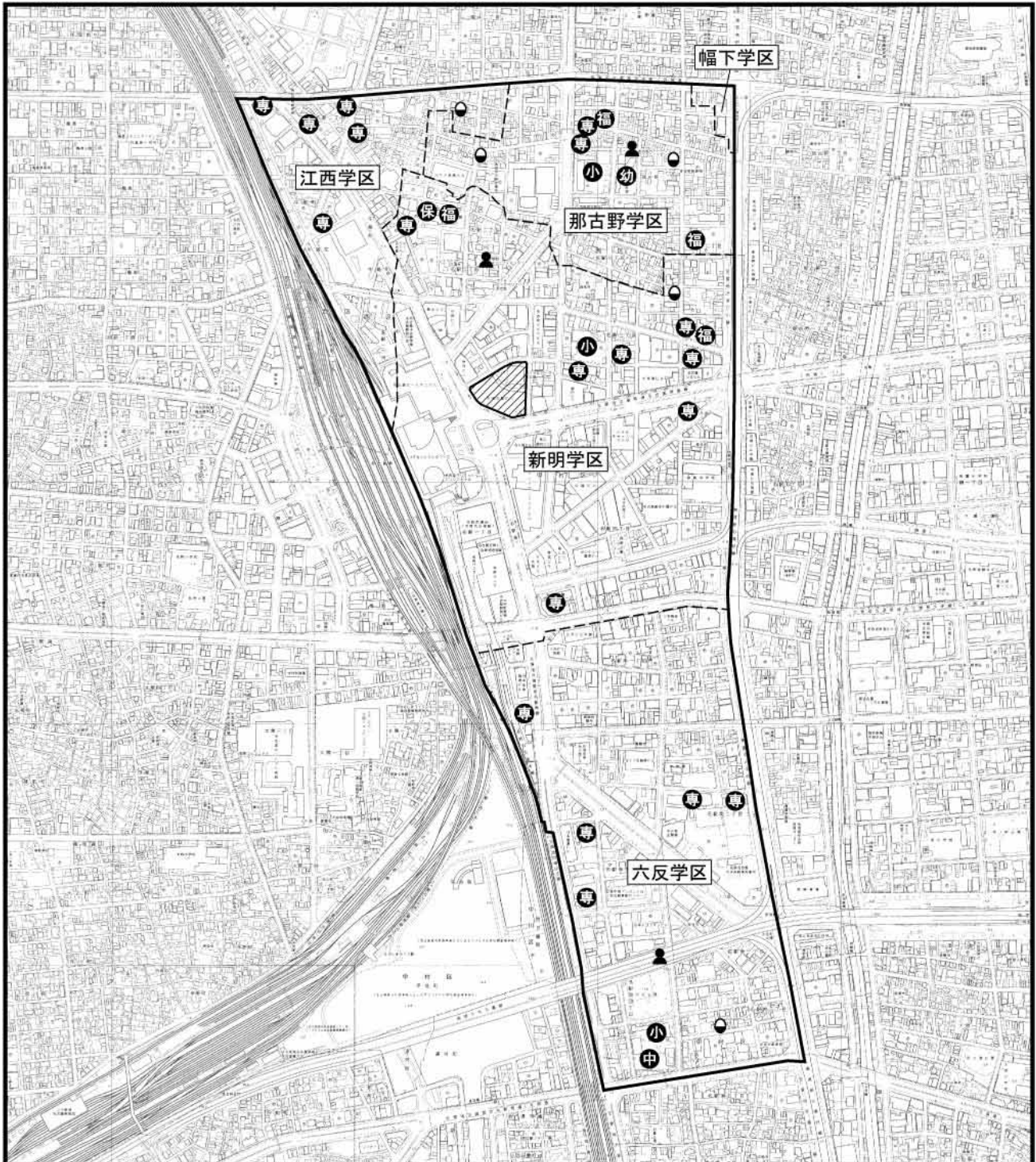
「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)



凡
例

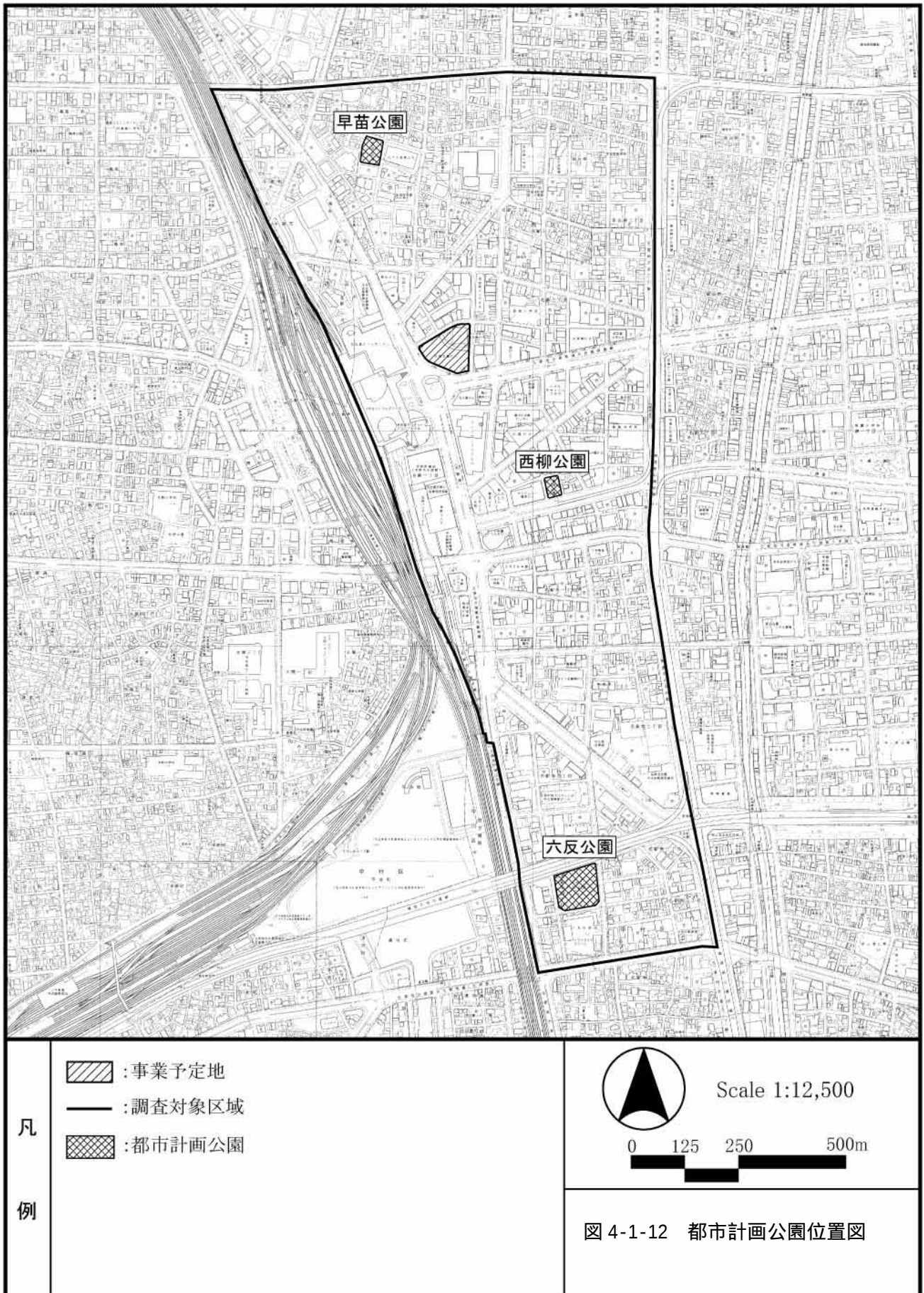
- | | | | |
|---|----------|---|----------------|
|  | : 事業予定地 |  | : 保育所 |
|  | : 調査対象区域 |  | : 専修学校 |
|  | : 学区界 |  | : 福祉関係施設 |
|  | : 中学校 |  | : どんぐり広場・児童遊園地 |
|  | : 小学校 |  | : 集会施設 |
|  | : 幼稚園 | | |



Scale 1:12,500

0 125 250 500m

図 4-1-11 公共施設等位置図



文化財等

調査対象区域には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び文化財保護条例（昭和 47 年名古屋市長令第 4 号）により規定された文化財等はない。

下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 20 年 3 月 31 日現在）公共下水道の人口普及率^注）は 98.5%（平成 20 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 21 年）

廃棄物等

名古屋市における平成 19 年度のごみ処理量（収集・搬入量）は 682,748 トンで、前年度 705,116 トンより 22,368 トン（約 3.3%）減少している。

また、名古屋市、中村区及び西区における平成 19 年度のごみ及び資源収集量は、表 4-1-7 に示すとおりである。

中村区及び西区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源とともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

出典）「平成 20 年度 事業概要（資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 4-1-7 ごみ及び資源収集量（平成 19 年度）

単位：トン

区 分	ごみ収集量				資源収集量	合 計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	376,661 (70.3%)	61,304 (11.4%)	9,935 (1.9%)	1,894 (0.4%)	86,339 (16.1%)	536,133 (100.0%)
中村区	25,139 (73.0%)	4,086 (11.9%)	554 (1.6%)	81 (0.2%)	4,582 (13.3%)	34,442 (100.0%)
西 区	24,780 (71.3%)	4,172 (12.0%)	498 (1.4%)	21 (0.1%)	5,286 (15.2%)	34,757 (100.0%)

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）× 100

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

1) 環境基準等

(ア) 大気汚染（資料 - 1〔資料編 p. 資-1~2〕参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(イ) 騒音（資料 - 2〔資料編 p. 資-3〕参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料 - 3〔資料編 p. 資-4~10〕参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(エ) 土壌汚染（資料 - 4〔資料編 p. 資-11〕参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料 - 5〔資料編 p. 資-12〕参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

2) 規制基準等

(ア) 大気質（資料 - 6〔資料編 p. 資-13~16〕参照）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

(イ) 騒音（資料 - 7〔資料編 p. 資-17~20〕参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動（資料 - 8〔資料編 p.資-21～23〕参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(I) 悪 臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水について全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤（資料 - 9〔資料編 p.資-24〕参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規制はなされていない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地（3,000 m²以上）の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査する必要がある。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

また、事業予定地は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

(コ) 日 照(資料-10〔資料編 p.資-25～27〕参照)

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域には該当しない。なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化(資料-11〔資料編 p.資-28～29〕参照)

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

a. 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

b. 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下、「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」(平成 16 年名古屋市告示 11 号)に基づくものとする。

廃棄物関係法令

1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成 4 年名古屋市条例第 46 号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

2) 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアル - 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版 - 」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター, 平成 13 年)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト(集荷目録)を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

自然環境関係法令

1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づく自然公園地域の指定はない。

2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

4) 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

防災関係法令

1) 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

2) 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

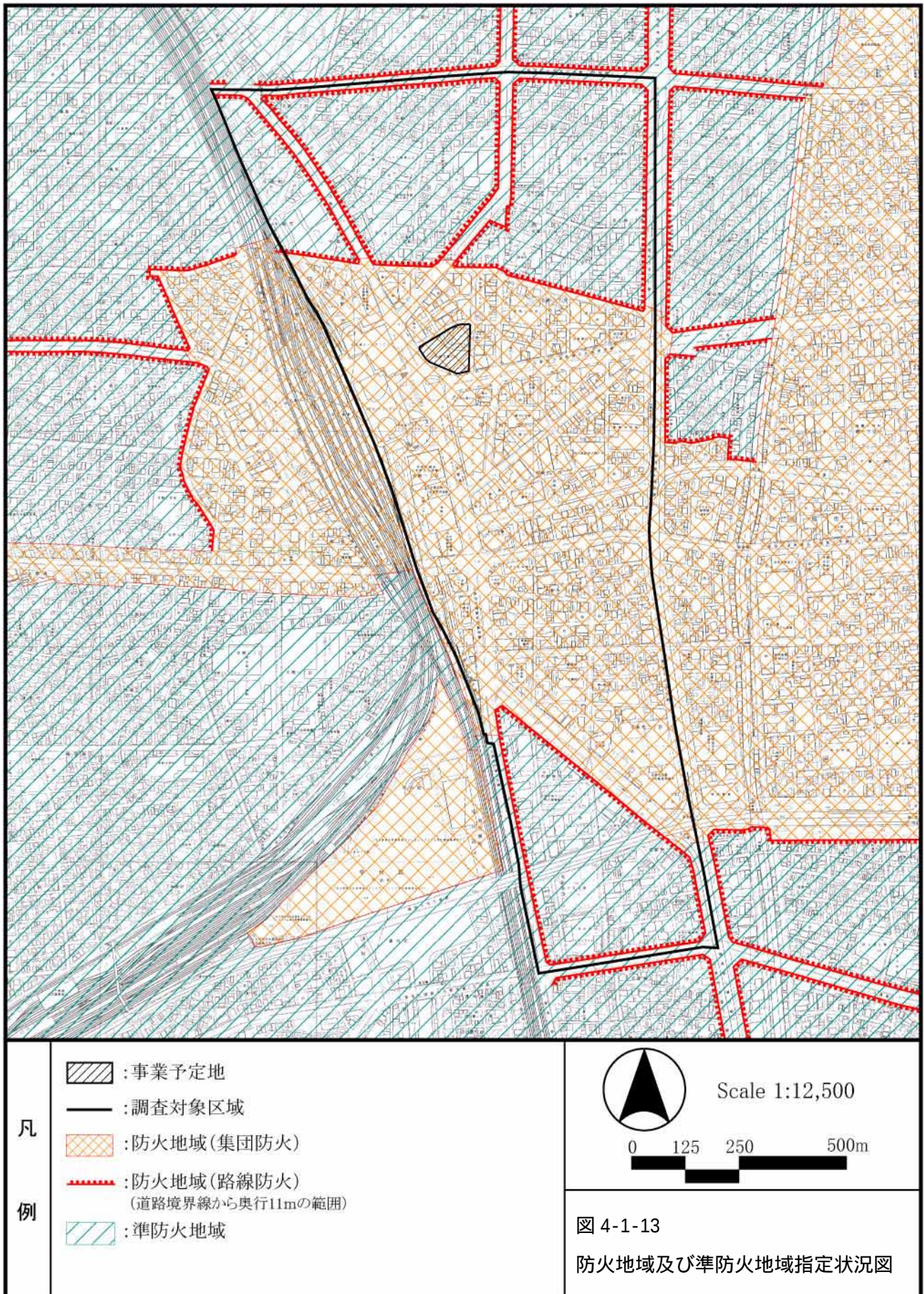
調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

4) 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に基づく災害危険区域の指定はない。

5) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図4-1-13に示すとおり、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。



(7) 環境保全に関する計画等

愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 18 年度に策定している。
策定地域は、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成 7 年条例第 1 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成 18 年 7 月に「第 2 次環境基本計画」が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成 22 年度としている。

「第 2 次名古屋市環境基本計画」の目標は、表 4-1-8 に示すとおりである。

表4-1-8 第2次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	・快適なまちなみ ・自然とのふれあい ・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」に向けて、二酸化炭素総排出量を平成 22 年（2010 年）までに平成 2 年（1990 年）の水準から 10%削減することに努めるという独自の目標を掲げている。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画として「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行って、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定した。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、平成 22 年（2010 年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を平成 2 年（1990 年）を基準として 10%削減する。
 - ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、平成 22 年（2010 年）までに、平成 2 年（1990 年）を基準として 10%削減する。
- ただし、HFC、PFC、SF₆については、基準年を平成 7 年（1995 年）とする。

水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定した。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定した。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと、2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、順応的管理を行うこと、地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

4-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

1) 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 4-2-1 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域は、低地に区分される。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

2) 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 4-2-2 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域は、現河床堆積物に区分される。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）
「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が 5 箇所ある。

平成 20 年度の測量結果では、調査対象区域北側及び南側の水準点 2 箇所でごくわずかに沈下しているが、年間 1 cm 以上の沈下は示していない。

出典）「平成 20 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 21 年）

土壌汚染

事業予定地の地歴については、「地図で見る名古屋市街の今昔」によると、明治 24 年では廣井村の集落として記載され、その後の大正 9 年、昭和 22 年、平成元年では建物密集地として記載されている。事業予定地内の大名古屋ビルは、昭和 37 年に竣工された。

また、事業予定地の現況施設には、PCB が入っている変圧器や照明器具等が存在するが、漏洩を防ぐために耐食性の金属容器に入れるなど適切に管理されており、過去に PCB の漏洩等の事故は発生していない。

出典）「地図で見る名古屋市街の今昔」（国土地理院）
「名古屋市土壌汚染等報告状況」（名古屋市ホームページ）

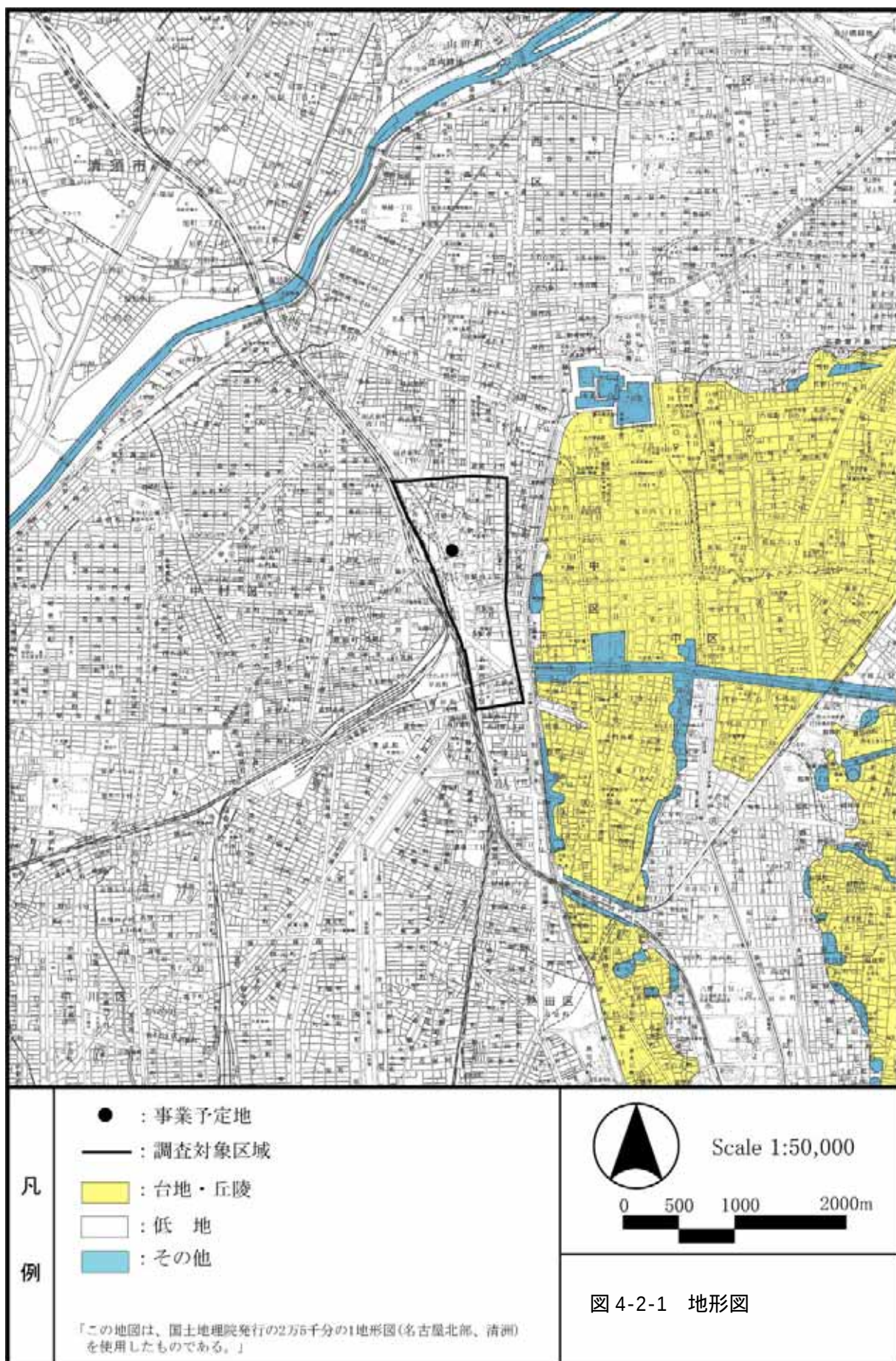
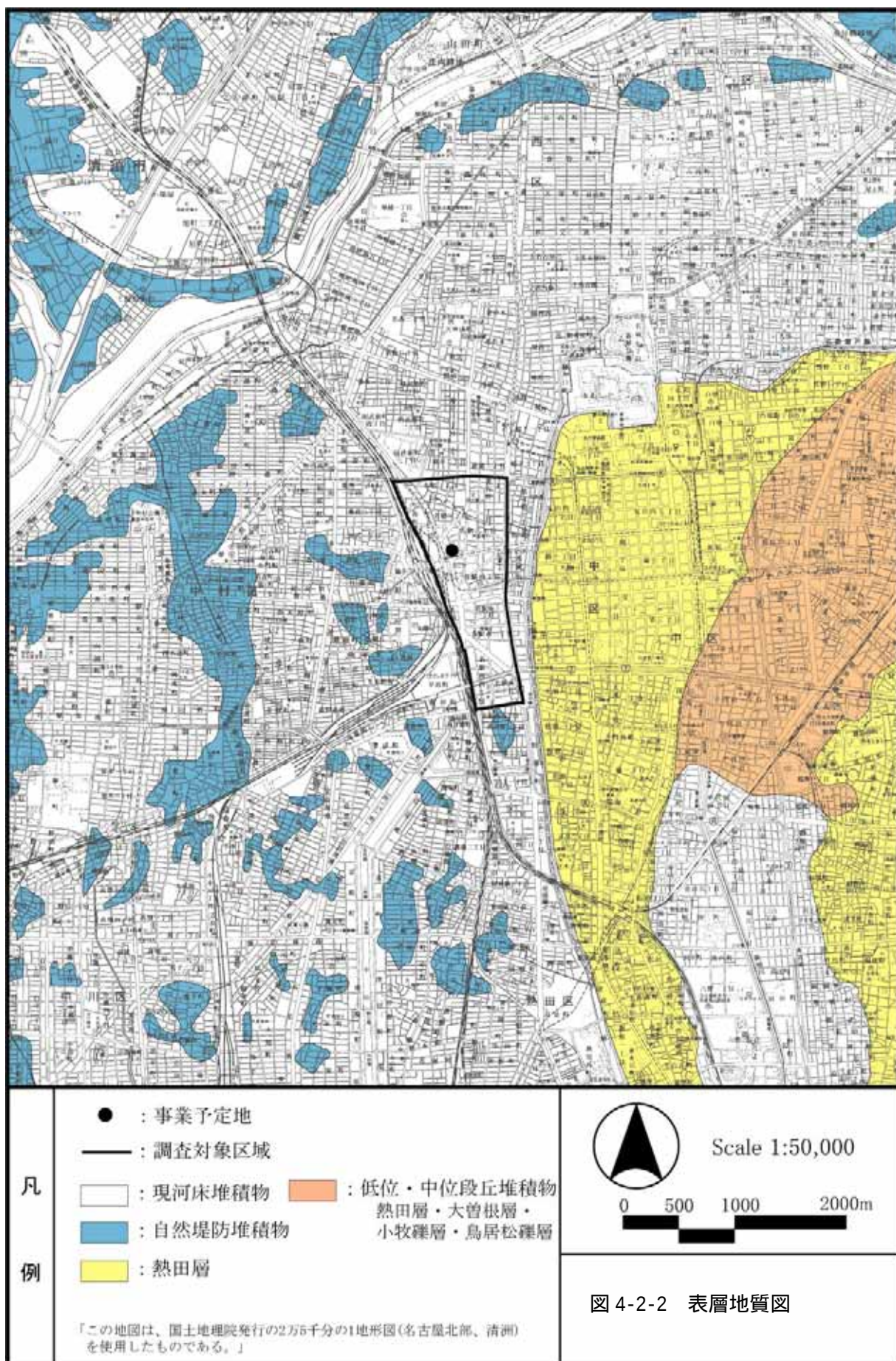


図 4-2-1 地形図



(2) 水環境の状況

水 象

調査対象区域は、庄内川水系内にある。

調査対象区域内には河川はないが、周辺として東側には堀川が、南西側には中川運河が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市,平成13年)

水 質

調査対象区域周辺として、平成20年度に実施された堀川(納屋橋)及び中川運河(船溜)におけるpH、D₀及びBODの調査結果によると、堀川では環境基準については、3項目とも満足しているが、環境目標値についてはD₀が満足していない。中川運河では3項目とも環境基準並びに環境目標値を満足している。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成20年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

底 質

平成16年度に実施された堀川2地点及び中川運河1地点における調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。

また、平成20年度の堀川(港新橋)における調査結果によると、総水銀及びPCBともに基準値を下回っている。(中川運河では調査は行われていない。)

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成17年版 名古屋市環境白書」(名古屋市,平成17年)

「平成20年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市,平成21年)

地下水

平成16～20年度に実施された中村区及び西区における調査結果によると、表4-2-1に示すとおり、中村区では、過去5年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しているが、西区では、環境基準に適合していない地点が平成19年度に2地点、平成20年度に5地点ある。

なお、調査対象区域(中村区名駅一丁目)で平成18年度に行われた調査結果は、環境基準に適合している。

出典)「平成16～20年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市,平成17～21年)

表4-2-1 地下水調査結果における環境基準適合状況

年 度	H16		H17		H18		H19		H20	
区 別	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区
調査地点数	4	4	4	6	4	1	5	5	6	12
環境基準 不適合地点数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5

(3) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去 5 年間（平成 15～19 年度）の年間平均気温は 16.2 、年平均降水量は 1,520 mm である。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所及びテレビ塔における過去 5 年間（平成 15～19 年度）の風向・風速の測定結果は、表 4-2-2 に示しておりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75 m）及び北北西（139m）となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が 3.0m/s、中村保健所が 2.4m/s、テレビ塔が 2.1m/s（75m）及び 3.8m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

出典）「平成 15～19 年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成 16～20 年）

表 4-2-2 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成 15～19 年度））

単位: 風速 (m/s)															
区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
名古屋地方 気 象 台	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	
	平均風速	3.4	3.2	2.7	2.7	2.9	2.8	2.6	2.5	2.9	3.2	3.4	3.5	3.0	
大気汚染常時監視測定局	中村保健所	最多風向	NW	SE NW	SE WNW	WNW	SSE	WNW NW	N NW	N	NW	NW	WNW	NW	NW
		平均風速	2.7	2.6	2.2	2.4	2.4	2.4	2.1	2.0	2.3	2.5	2.7	2.8	2.4
	テレビ塔 (75m)	最多風向	N NNW	N	SSW	NW	SSW	N	NNE	NNE	NW	NNE	N	N	N
		平均風速	2.3	1.9	1.6	1.8	1.6	1.8	2.1	2.1	2.4	2.7	2.8	2.6	2.1
	テレビ塔 (139m)	最多風向	NNW	NNW	SSE	NNW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	4.3	3.9	3.1	3.3	3.4	3.5	3.3	3.3	4.0	4.4	4.6	4.6	3.8



▨ : 事業予定地

— : 調査対象区域

● : 一般環境大気測定局

▲ : 自動車排出ガス測定局

注) 名古屋三越及び菱信ビル測定局については、現在廃止されている。

「この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(名古屋北部、清洲)を使用したものである。」



Scale 1:30,000

0 300 600 1200m

図 4-2-3
大気汚染常時監視測定局位置
図

大気質

調査対象区域の大気汚染常時監視測定局は、自動車排出ガス測定局である菱信ビル^{注)}のみである。最寄りには、一般環境大気測定局である中村保健所、自動車排出ガス測定局であるテレビ塔、名古屋三越^{注)}及び松蔭高校がある。

これらの測定局の位置は、図 4-2-3 に示すとおりである。

出典)「平成 20 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市,平成 21 年)
「平成 20 年度 ダイオキシン類大気環境調査結果」(名古屋市ホームページ)

1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の測定を行っているテレビ塔における平成 20 年度の年平均値は、0.004ppm である。また、日平均値の 2%除外値は 0.007ppm、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日は無いため、環境基準を達成している。

2) 一酸化炭素

過年度に一酸化炭素の測定を行っている名古屋三越(平成 13 年度)、松蔭高校(平成 14 年度)、菱信ビル(平成 11 年度)の年平均値は、0.7~1.3ppm である。また、日平均値の 2%除外値は 1.3~2.3ppm、1 日平均値が 10ppm を超えた日は無いため、いずれの測定局も環境基準を達成している。なお、3 測定局ともに、現在、一酸化炭素の測定はなされていない。

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 20 年度における測定結果は、表 4-2-3 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-3 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成20年度	0.030	0	0.0	0	0.0	0.160	0.062	○
テレビ塔		0.025	0	0.0	0	0.0	0.098	0.050	○
松蔭高校		0.027	0	0.0	0	0.0	0.171	0.060	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

注)菱信ビル及び名古屋三越測定局は、現在廃止されている。

4) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定を行っているテレビ塔における平成 20 年度の昼間の 1 時間値の年平均値は、0.031ppm である。また、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を越えた時間は 551 時間あり、環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

5) 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 20 年度における測定結果は、表 4-2-4 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

表 4-2-4 二酸化窒素測定結果

測定局	測定年度	年平均値 (ppm)	環境基準との対比 日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			(時間)	(%)			
中村保健所	平成20年度	0.018	0	0.0	0.062	0.035	○
テレビ塔		0.022	0	0.0	0.079	0.038	○
松蔭高校		0.022	0	0.0	0.066	0.038	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

6) ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区・東区・北区）における平成 20 年度の年平均値は、ベンゼンが 1.4～1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.45～1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.16～0.46 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 2.2～3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

7) ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点（北区・港区・守山区・緑区）における平成 20 年度の年平均値は 0.030～0.039 pg-TEQ/ m^3 であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

騒 音

1) 環境騒音

調査対象区域における平成 16 年度の環境騒音調査地点は図 4-2-4 に、調査結果は表 4-2-5 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、那古野二丁目が昼間 58dB、夜間 50dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。名駅南一丁目が昼間 60dB、夜間 53dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-2-5 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.7%と最も多く、次いで工場騒音の 7.5%、建設騒音の 2.7%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 16 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 4-2-5 環境騒音調査結果 単位：dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
那古野二丁目	商業地域	58	50	60以下	50以下
名駅南一丁目		60	53		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

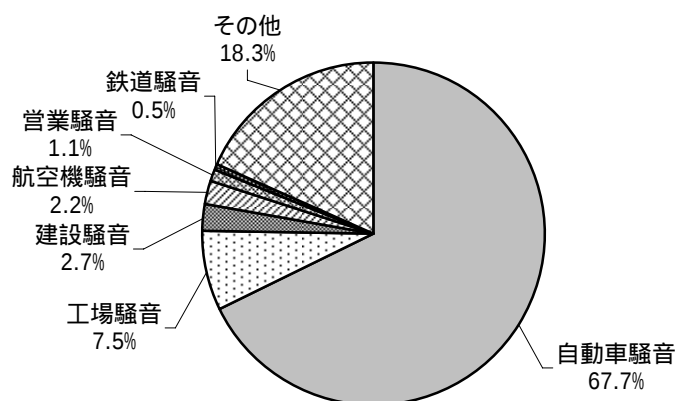
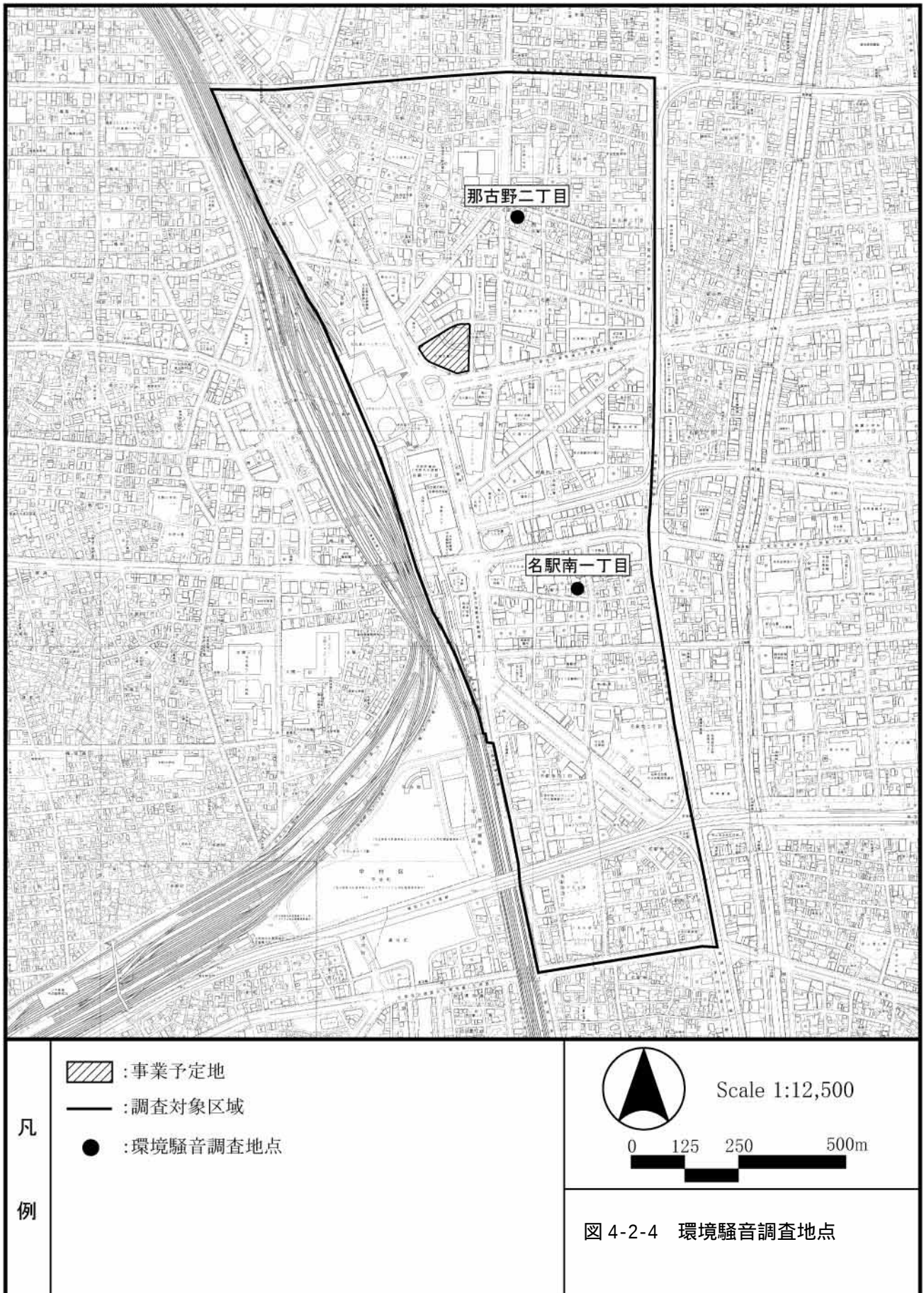


図 4-2-5 環境騒音の主な寄与音源



2) 道路交通騒音

調査対象区域及びその周辺における平成 15 年度の道路交通騒音調査結果は表 4-2-6 に示すとおりである。これによると、等価騒音レベル (L_{Aeq}) は高速名古屋新宝線が昼間 68dB 及び夜間 66dB であり、県道中川中村線が昼間 70dB 及び夜間 68dB である。

また、調査対象区域における平成 20 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価調査結果は、表 4-2-7 に、調査路線は図 4-2-6 示すとおりであり、昼夜ともに環境基準を達成した割合は、75～97%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成 15 年度)」(名古屋市,平成 17 年)

「平成 20 年度 自動車騒音実態監視調査結果一覧表」(名古屋市ホームページ)

表 4-2-6 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交 通 量 (台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
高速名古屋新宝線	中村区名駅南二丁目	68	66	455	88	16%
県道中川中村線		70	68	329	61	16%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

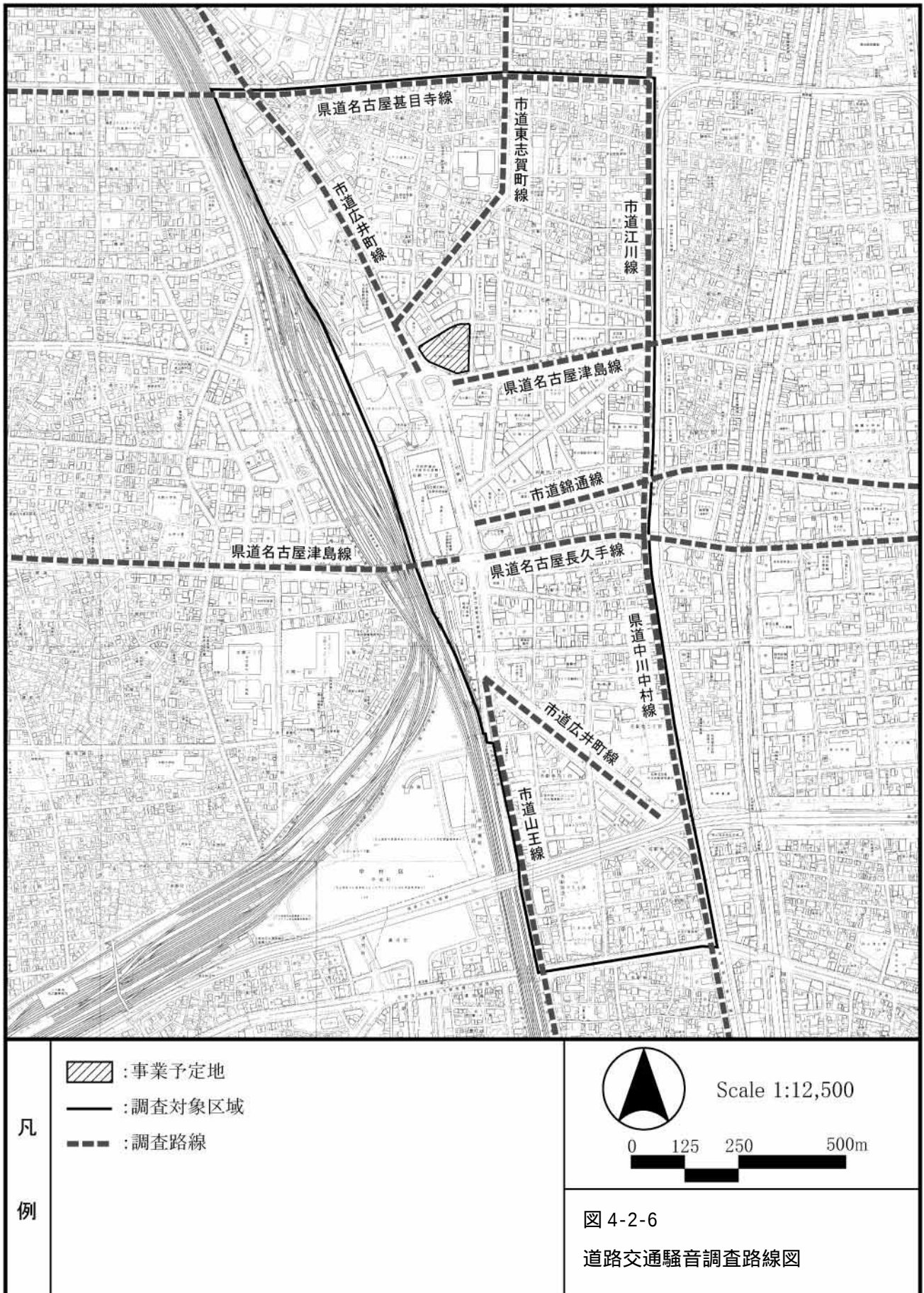
2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表 4-2-7 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果

道 路 名	評 価 区 間		調査区間 内全戸数 (戸)	環境基準達成率(%)		
	始 点	終 点		昼 間	夜 間	昼 夜
県道中川中村線	中川区山王3丁目	中村区名駅4丁目	905	100	89	89
県道名古屋甚目寺線	西区那古野2丁目	中村区本陣通	1,502	77	75	75
県道名古屋長久手線	中村区名駅南1丁目	中区新栄2丁目	851	100	82	82
県道名古屋津島線	中区錦2丁目	中村区名駅1丁目	250	100	90	90
	中村区名駅南1丁目	中村区太閤通	648	87	83	83
市道錦通線	中村区名駅1丁目	東区葵1丁目	818	99	97	97
市道広井町線	西区則武新町4丁目	中村区名駅1丁目	891	97	97	97
	中村区名駅南4丁目	中村区名駅南3丁目	15	100	93	93
市道江川線	西区新道1丁目	中村区名駅4丁目	1,746	97	85	85
市道山王線	中村区名駅南4丁目	中川区山王3丁目	439	97	76	76
市道東志賀町線	西区浄心2丁目	中村区名駅1丁目	1,526	98	97	97

注)環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・昼 間 :昼間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・夜 間 :夜間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・昼 夜 :昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合



振 動

調査対象区域及びその周辺における平成 15 年度の道路交通振動調査結果は表 4-2-8 に示すとおりである。これによると、県道中川中村線の振動レベル（ L_{10} ）は 44dB である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 4-2-8 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル(L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
県道中川中村線	中村区名駅南二丁目	44	329	61	16%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

悪 臭

平成 19 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 522 件あり、公害苦情処理件数総数 2,234 件の約 23%を占めている。また、中村区では総数 146 件のうち 29 件(約 20%)、西区では総数 113 件のうち 27 件（約 24%）が悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典）「平成 20 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 20 年）

温室効果ガス等

名古屋市における平成 18 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 4-2-7 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 29%、次いで業務の 26%、産業の 23%、家庭の 19%の順となっており、これら部門の合計で 97%を占めている。

また、二酸化炭素及びフロンは調査対象区域では測定しておらず、二酸化炭素については市内 2 局（天白区及び中区（平成 19 年 1 月 23 日から））、フロンについても 2 箇所（南区及び名東区）であり、これらの測定結果は、図 4-2-8 及び図 4-2-9 に示すとおりである。これによると、二酸化炭素濃度は、農業センターでは年々増加している。フロンについては平成 15 年度まで測定されており、年々減少していた。

出典)「平成 20 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市,平成 20 年)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市,平成 17 年)
「平成 19 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市,平成 20 年)
「名古屋市域からの二酸化炭素排出量等の調査結果」(名古屋市ホームページ)

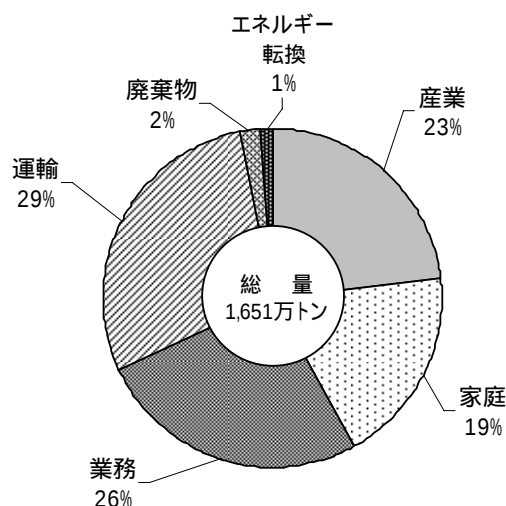
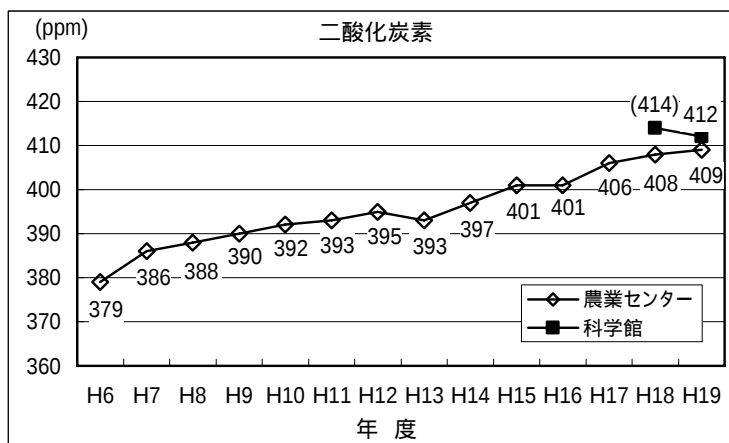


図 4-2-7 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H19.1.23からの測定のため、H18年度は()とした。

図 4-2-8 二酸化炭素年平均値の推移

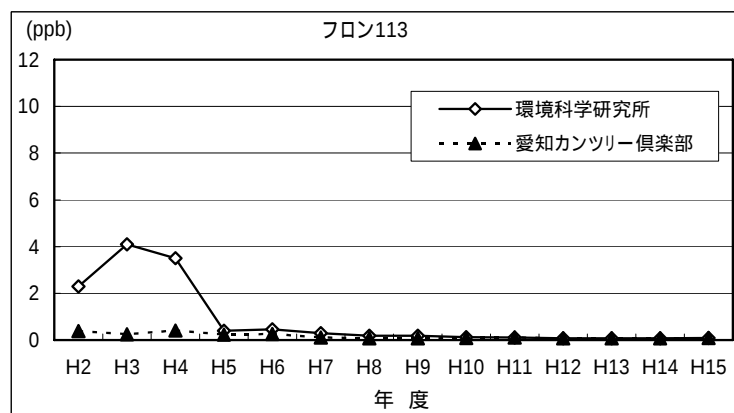
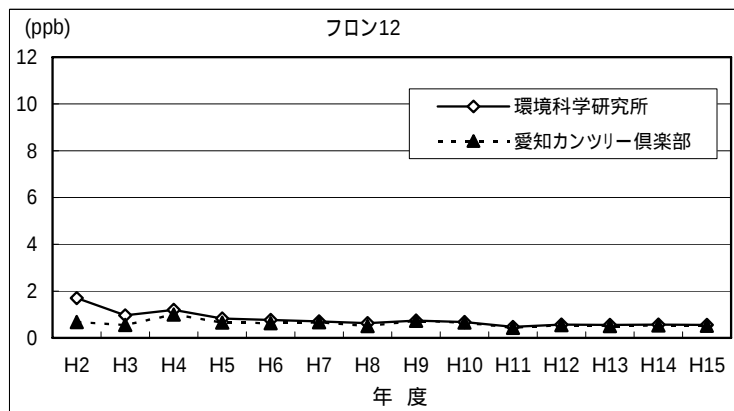
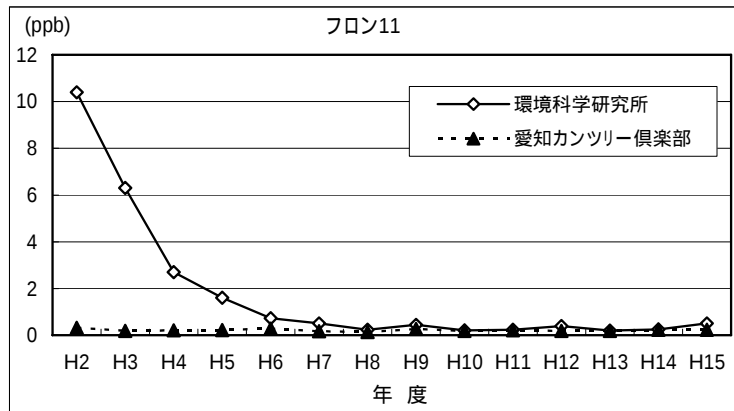


図 4-2-9 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

動 物

調査対象区域は、商業、業務施設や住宅等が大半を占め、人為的影響を強く受けた環境となっており、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

植 物

調査対象区域は市街地で、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

出典)「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地の位置する名古屋駅周辺は、駅前広場、桜通、名駅通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、JR セントラルタワーズ、ミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等が建ち並び、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、自然的な環境はほとんど残っておらず、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

第 5 章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査及び予測の手法

5-1 環境影響評価の項目

(1) 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の抽出

	影響要因の区分	影響を及ぼす内容
	細区分	
工 事 中	現況施設の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	地下水脈の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	事業活動（新建築物の稼働）	大気汚染物質の排出、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	事業活動 （新建築物関連車両の走行）	温室効果ガスの排出、交通安全への影響

(2) 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 5-1-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 5-1-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 5-1-3 に、選定しなかった理由は表 5-1-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照障害、電波障害、安全性及び緑地等の計 12 項目である。

表 5-1-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	現況施設の解体及び新建築物の建設	掘削等の土工	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	新建築物の存在	事業活動（新建築物の稼働）	事業活動（新建築物関連車両の走行）
(1) 大気質	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	-
	二酸化窒素	-	-	●	●	-	●	-
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
(2) 騒 音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	工事車両騒音	-	-	-	●	-	-	-
(3) 振 動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	工事車両振動	-	-	-	●	-	-	-
(4) 低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 悪 臭	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 水質・底質	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 地下水	-	-	-	-	-	-	-	-
(8) 地形・地質	-	-	-	-	-	-	-	-
(9) 地 盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
(10) 土 壤	-	-	-	-	-	-	-	-
(11) 植 物	-	-	-	-	-	-	-	-
(12) 動 物	-	-	-	-	-	-	-	-
(13) 生態系	-	-	-	-	-	-	-	-
(14) 景 観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
(15) 人と自然との 触れ合いの活動の場	-	-	-	-	-	-	-	-
(16) 文化財	-	-	-	-	-	-	-	-
(17) 廃棄物等	建設系廃棄物	●	●	-	-	-	-	-
	事業系廃棄物	-	-	-	-	-	●	-
(18) 温室効果ガス 等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
(19) 風 害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
(20) 日照障害	日 影	-	-	-	-	●	-	-
(21) 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
(22) 地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-
(23) 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
(24) 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 5-1-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
(1) 大気質	工事中	・ 現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・ 建設機械の稼働に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。 ・ 工事関係車両の走行に伴い排出される浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・ 熱源施設の稼働に伴い排出される二酸化窒素による大気質への影響が考えられる。
(2) 騒 音	工事中	・ 建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・ 工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
(3) 振 動	工事中	・ 建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・ 工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
(9) 地 盤	工事中	・ 掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・ 掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	・ 新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
(14) 景 観	存在時	・ 新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
(17) 廃棄物等	工事中	・ 現況施設の解体、掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・ 事業活動に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等 （温室効果ガス）	工事中	・ 新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
	供用時	・ 新建築物の稼働及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
(18) 温室効果ガス等 （オゾン層破壊物質）	工事中	・ 現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
(19) 風 害	存在時	・ 新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
(20) 日照阻害	存在時	・ 新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
(21) 電波障害	存在時	・ 新建築物の存在によるテレビジョン放送電波障害等が考えられる。
(23) 安全性	工事中	・ 工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・ 新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
(24) 緑地等	存在時	・ 新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 5-1-4(1) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
(4) 低周波音	工事中	・ 著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・ 著しく低周波音を発生する施設を設置しない。

表 5-1-4(2) 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
(5) 悪 臭	工事中	・ 悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・ 廃棄物保管庫からの排気については、必要に応じて脱臭装置を設け建物外部への臭気漏洩防止に努めるため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
(6) 水質・底質	工事中	・ 工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道に放流するため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。
	供用時	・ 汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
(7) 地下水	工事中	・ 工事に伴い発生する濁水は、沈砂槽を経て公共下水道に放流するため、地下水への影響は小さいと考えられる。
	供用時	・ 汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
(8) 地形・地質	工事中 存在時	・ 事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・ 事業予定地における建物の建替えであり、大規模な土地の改変は行わない。
(10) 土 壤	工事中	・ 事業予定地の地歴から、特定有害物質は存在しないと考えられる。 ・ 過去に現況施設において使用されていた特定有害物質（PCB）については適切な保管がなされており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。
	供用時	・ 特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。
(11) 植 物	工事中 存在・供用時	・ 事業予定地及びその周辺には、保存すべき貴重な群落及び種等は存在しない。 ・ 事業予定地には緑地はほとんどなく、周辺にも高層ビルが建ち並び、人間活動の影響を強く受けた地域であることから、事業による影響は小さいと考えられる。
(12) 動 物		
(13) 生態系		
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・ 事業予定地及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
(16) 文化財	工事中 存在時	・ 事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・ 工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
(22) 地域分断	工事中 存在時	・ 本事業は、大名古屋ビル、ロイヤルパークイン名古屋の街区を一体化し、駅前にまとまった広さの街区を形成する一方で、敷地内の貫通通路の整備により歩行者ネットワークを形成する。このため、事業の実施による地域の分断はないと考えられる。
(23) 安全性	工事中	・ 事業予定地内にある道路のガス管等埋設物は、現況施設解体工事前に各管理者により切り回し工事が行われ、供用されていない状態となる見込みであるため、危険物等は存在しないと考えられる。

5-2 調査予定期間

「方法書に対する市長の意見（方法意見書）」の送付日から４ヶ月

5-3 調査及び予測の手法

(1) 大気質

[調 査]

既存資料 調査	大気質	調査目的	・ 事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 ・ 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	・ 浮遊粒子状物質及び窒素酸化物濃度
		調査方法	・ 大気汚染常時監視測定局データの整理
	気 象	調査目的	・ 事業予定地周辺の現況気象概況の把握 ・ 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	・ 風向、風速、日射量及び雲量
		調査方法	・ 大気汚染常時監視測定局データの整理 ・ 名古屋地方気象台データの整理
現地調査	交通量	調査目的	・ 事業予定地周辺における交通量の現況把握
		調査事項	・ 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
		調査方法	・ 数取器を使用し連続して方向別に交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
		調査場所	・ 工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の沿道５地点（図 5-3-1 参照）
		調査時期	・ １年を通して平均的な交通量と考えられる平日１日（２４時間）

[予 測]

工事中	現況施設の解体	予測事項	・ 解体工事による粉じん
		予測項目	・ 粉じんの発生及び飛散による環境影響
		予測条件	・ 大気汚染常時監視測定局または名古屋地方気象台における気象データ
		予測方法	・ ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 解体工事中
	建設機械の稼働	予測事項	・ 建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	・ 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） ・ 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	・ 気象データ ・ 建設機械の種類別大気汚染物質排出量 ・ 建設機械の種類別稼働台数 ・ 建設機械の配置 ・ 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	・ 大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期
	工事関係車両の走行	予測事項	・ 工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	・ 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値） ・ 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値）
		予測条件	・ 気象データ ・ 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 ・ 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 ・ 排出源条件（自動車交通量、走行速度、道路構造等） ・ 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・ 大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・ 工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の沿道5地点（図5-3-1参照）
		予測時期	・ 工事関係車両による大気汚染物質排出量が最大となる時期

供用時	熱源施設の稼働	予測事項	・ 熱源施設の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	・ 二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間 98% 値）
		予測条件	・ 気象データ ・ 排出源条件（排出口の高さ、排出ガス量、窒素酸化物排出量等） ・ 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	・ 大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 新建築物の供用時において、熱源施設の稼働が安定した時期

(2) 騒 音

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・ 事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	・ 環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	・ 「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 16 年度）」 （名古屋市、平成 17 年）の整理 ・ 「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」 （名古屋市、平成 17 年）の整理
現地調査	調査目的	・ 事業予定地周辺の騒音の現況把握
	調査事項	・ 環境騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） ・ 道路交通騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） ・ 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）
	調査方法	・ 環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 ・ 自動車交通量は、数取器を使用し連続して方向別に交通量を求める。車種分類は、乗用車、小型貨物車、中型車及び大型車とする。
	調査場所	・ 環境騒音については、事業予定地周辺の 2 地点で行う。 ・ 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の沿道 5 地点（図 5-3-1 参照）
	調査時期	・ 環境騒音は、1 年を通して平均的な日と考えられる平日 1 日のうち、昼間（6 時～22 時）の 16 時間で行う。 ・ 道路交通騒音及び自動車交通量は、1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日 1 日のうち、昼間（6 時～22 時）の 16 時間で行う。

[予 測]

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	・ 建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	・ 建設工事騒音（時間率騒音レベルの 90%レンジの上端値）
		予測条件	・ 建設機械の種類別周波数別パワーレベル ・ 稼働台数、稼働時間 ・ 建設機械の配置 ・ 地表面状況 ・ 騒音対策の方法
		予測方法	・ 「日本音響学会 建設工事騒音の予測モデル “ ASJ CN-Model2007 ”」に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 各工種別工事区分のうち、環境影響が最も大きくなると予想される時期
	工事関係 車両の走 行	予測事項	・ 工事関係車両の走行による騒音レベル
		予測項目	・ 道路交通騒音（等価騒音レベル）
		予測条件	・ 工事関係車両の走行ルート ・ 音源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） ・ 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・ 「日本音響学会 道路騒音の予測モデル “ ASJ RTN-Model2008 ”」に基づく予測
		予測場所	・ 現地調査地点（5 地点）
		予測時期	・ 工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期

(3) 振 動

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	・環境振動、道路交通振動
	調査方法	・「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市、平成 17 年）の整理
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	・環境振動（時間率振動レベル） ・道路交通振動（時間率振動レベル） ・地盤卓越振動数
	調査方法	・環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通振動については「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法 ・地盤卓越振動数は、1/3 オクターブバンド分析器による周波数分析による方法
	調査場所	・環境振動については、事業予定地周辺の 2 地点で行う。 ・道路交通振動及び地盤卓越振動数は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の沿道 5 地点（図 5-3-1 参照）
	調査時期	・環境振動は、1 年を通して平均的な日と考えられる平日 1 日のうち、6 時～22 時の 16 時間で行う。 ・道路交通振動は、1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日 1 日のうち、6 時～22 時の 16 時間で行う。

[予 測]

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	・ 建設機械の稼働による振動レベル
		予測項目	・ 建設工事振動（時間率振動レベルの 80%レンジの上端値）
		予測条件	・ 建設機械の種類ごとの基準点振動レベル ・ 建設機械の配置 ・ 地盤特性 等
		予測方法	・ 振動伝搬理論式に基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 各工種別工事区分のうち、環境影響が最も大きくなると予想される時期
	工事関係 車両の走 行	予測事項	・ 工事関係車両の走行による振動レベル
		予測項目	・ 道路交通振動（時間率振動レベルの 80%レンジの上端値）
		予測条件	・ 工事関係車両の走行ルート ・ 振動発生源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） ・ 地盤特性 等 ・ 事業予定地周辺の開発計画
		予測方法	・ 旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測
		予測場所	・ 現地調査地点（5 地点）
		予測時期	・ 工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期

(4) 地 盤

[調 査]

既存資料 調査	調査目的	・ 事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の概況把握
	調査事項	・ 事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・ 「最新名古屋地盤図」(土質工学会中部支部、昭和 63 年) ・ 「平成 20 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市、平成 20 年) ・ 「濃尾平野の地盤沈下と地下水」(東海三県地盤沈下調査会、1985 年) ・ 「東海三県地盤沈下調査測量水準点成果表」 (東海三県地盤沈下調査会、平成 20 年) ・ 事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料 ・ 事業予定地周辺の井戸資料 等

[予 測]

工事中・ 存在時	掘削等の 土工・新 建築物の 存在	予測事項	・ 掘削等の土工による周辺地盤の変位 ・ 掘削時の地下水汲み上げによる周辺地下水位の変動及びそれに伴う周辺地盤の変位 ・ 建物荷重による周辺地盤の変位
		予測項目	・ 地下水位の変動 ・ 地盤変位
		予測条件	・ 地盤条件(土質定数、地下水位等) ・ 掘削位置及び深度、掘削方法
		予測方法	・ 地盤変位解析に基づく予測 ・ 浸透流解析による地下水位変動予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 掘削等土工施工時、新建築物の完成時

(5) 景 観

[調 査]

現地調査	調査目的	・ 事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	・ 地域景観の特性 ・ 主要眺望点からの景観 ・ 現況施設の圧迫感の状況
	調査方法	・ 現地踏査及び主要眺望点からの写真撮影 ・ 主要眺望点からの天空写真の撮影
	調査場所	・ 事業予定地及びその周辺 ・ 写真撮影は、住民や不特定多数の人が利用する主な場所として、10地点で行う。（図 5-3-2 及び図 5-3-3 参照）

[予 測]

存在・供用 時	新 建 築 物 の存在	予測事項	・ 新建築物による景観及び圧迫感の変化
		予測項目	・ 主要な眺望地点から事業予定地を眺望した景観 ・ 圧迫感の変化の程度
		予測条件	・ 地域景観の現況 ・ 新建築物の形状 ・ 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	・ フォトモンタージュによる景観の予測 ・ 形態率図の作成による圧迫感の予測
		予測場所	・ 景観の予測は、現地調査地点（10地点） ・ 圧迫感の予測は、現地調査地点のうち 2 地点
		予測時期	・ 新建築物の存在時

(6) 廃棄物等

[予 測]

工事中	現況施設の解体及び新建築物の建設	予測事項	・工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	・建設系廃棄物（建設廃材、掘削残土等）の種類及び発生量
		予測条件	・工事計画（山留め壁の体積、掘削体積、新建築物の延床面積等） ・現況施設の延床面積及び構造 ・廃棄物等の発生原単位
	掘削等の土工	予測方法	・発生原単位並びに工事計画から発生量を推計
		予測時期	・工事期間全体
存在・供用時	事業活動	予測事項	・事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	・事業系廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	・事業計画 ・新建築物の用途別床面積 ・廃棄物等の発生原単位
		予測方法	・発生原単位並びに事業計画から発生量を推計
		予測時期	・新建築物が通常の状態稼働する時期

(7) 温室効果ガス等

[調 査]

現地調査	調査目的	・ 現況施設におけるオゾン層破壊物質量の把握
	調査事項	・ 現況施設におけるオゾン層破壊物質の使用状況及び存在量
	調査方法	・ 聞き取り調査による確認
	調査場所	・ 事業予定地内

[予 測]

(a) 温室効果ガス

工事中		予測事項	・ 工事に伴い発生する温室効果ガスの発生量
		予測項目	・ 工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
	現況施設の解体及び新建築物の建設	予測条件	・ 工事計画 ・ 事業計画 [建設機械の稼働] ・ 建設機械の種類別稼働台数 ・ 建設機械の種類別燃料消費量または電力消費量 ・ 燃料原単位または電力原単位 [建設資材の使用] ・ 建設資材の使用量 ・ 資材の種類別排出量原単位 [建設資材の運搬] ・ 工事関連車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数
	建設機械の稼働		
	工事関係車両の走行		
		予測方法	・ 活動区分別温室効果ガス発生量を合計する方法
		予測時期	・ 工事期間中

存在・ 供用時	事業活動	予測事項	・ 事業活動に伴い発生する温室効果ガスの発生量
		予測項目	・ 事業活動に伴い発生する温室効果ガス発生量 (二酸化炭素換算)
		予測条件	・ 事業計画 [施設の存在・供用] ・ エネルギー種類別年間消費量 ・ エネルギー種類別原単位 [自動車交通の集中・発生] ・ 事業関連車両台数 ・ 車種別燃料種別走行量 ・ 車種別燃料消費原単位 [廃棄物の発生] ・ 事業系廃棄物の種類別・処分方法別発生量 ・ 事業系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数 [緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量] ・ 新たな植栽による総葉面積 ・ 植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量
		予測方法	・ 活動区分別温室効果ガス発生量を合計する方法
		予測時期	・ 施設等が通常の状態で稼働する時期

(b) フロン

工事中	現況施設の 解体	予測事項	・ オゾン層破壊物質の処理
		予測項目	・ 現況施設の解体に伴い発生するオゾン層破壊物質の処理方法
		予測条件	・ 現況施設の使用状況、工事計画等
		予測方法	・ 工事計画、類似事例等に基づく予測
		予測時期	・ 工事期間中（解体工事）

(8) 風 害

[調 査]

既 存 資 料 調 査 及 び 現 地 調 査	調査目的	・ 事業予定地周辺の風及び土地建物の状況の把握
	調査事項	・ 事業予定地及びその周辺の風況 ・ 土地建物の状況
	調査方法	・ 名古屋地方気象台データの整理 ・ 「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市、平成 20 年）の整理 ・ 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認
	調査場所	・ 事業予定地及びその周辺

[予 測]

存在・ 供用時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	・ 新建築物によるビル風の影響
		予測項目	・ 新建築物による風向・風速の変化 ・ 強風出現頻度の変化
		予測条件	・ 気象データ ・ 新建築物及び周辺建物の形状 ・ 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	・ 三次元流体解析による予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 新建築物の存在時

(9) 日照障害

[調 査]

既 存 資 料 調 査 及 び 現 地 調 査	調査目的	・ 事業予定地周辺の現況の日影状況の把握
	調査事項	・ 事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 ・ 現況工作物による日影時間
	調査方法	・ 「名古屋市建物用途別現況図」（名古屋市、平成 20 年）の整理 ・ 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認し、理論式により現況の日影状況を再現する方法による。
	調査場所	・ 事業予定地周辺

[予 測]

存在・ 供用時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	・ 新建築物による日影の影響
		予測項目	・ 日影の範囲 ・ 日影となる時刻及び時間数
		予測条件	・ 新建築物の高さ及び形状 ・ 新建築物の位置（緯度・経度） ・ 事業予定地周辺の開発計画 等
		予測方法	・ 理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 新建築物の存在時

(10) 電波障害

[調 査]

既 存 資 料 調 査 及 び 現 地 調 査	調査目的	・ 事業予定地周辺の電波受信の現況の把握
	調査事項	・ 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況 ・ マイクロウェーブの送信経路の状況
	調査方法	・ 電界強度測定車による測定 ・ 関係機関への聞き取り
	調査場所	・ 事業予定地及びその周辺

[予 測]

存 在 ・ 供 用 時	新 建 築 物 の 存 在	予測事項	・ 新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害） ・ 新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響
		予測項目	・ 電波障害の程度及び範囲 ・ マイクロウェーブの送信経路への影響
		予測条件	・ 新建築物の位置、高さ、形状及び向き ・ 送受信条件（送信点からの距離、送受信アンテナの高さ） ・ マイクロウェーブの送信経路 等
		予測方法	・ 理論式に基づく予測 ・ 事業計画に基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地及びその周辺
		予測時期	・ 新建築物の存在時

(11) 安全性

[調 査]

既存資料調査	調査目的	・事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	・交通量の状況 ・交通事故の発生状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「名古屋市内の交通事故 平成 19 年中」（名古屋市、平成 20 年） ・「愛知の交通事故 平成 19 年版」（愛知県警察本部、平成 20 年） ・「平成 17 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市、平成 19 年） ・事業予定地周辺の交通量調査資料（第 4 章 4-1 「道路交通状況」（p.29～31）） ^{注）}
	調査場所	・事業予定地周辺
現地調査	調査目的	・事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	・通学路の指定状況 ・自動車交通量 ・歩行者交通量 ・交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	・「通学路の指定状況」は、聞き取り調査 ・「自動車交通量」は、数取器により、交差点方向別交通量を求める。車種分類は、小型車類、大型車類とする。 ・「歩行者交通量」は、数取器を使用し連続して方向別に交通量を求める。分類は、歩行者及び自転車とする。 ・交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査とする。
	調査場所	・「通学路の指定状況」及び「交通安全施設」、「交通規制」の状況は、調査対象区域内で行う。 ・「自動車交通量」は事業予定地周辺の 5 交差点で行う。（図 5-3-4 参照）
	調査時期	・1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各 1 日のうち、6 時～22 時の 16 時間

注）事業予定地周辺の交通量調査資料について、今後、周辺開発に係るデータが公表された場合には、既存資料として整理する。

[予 測]

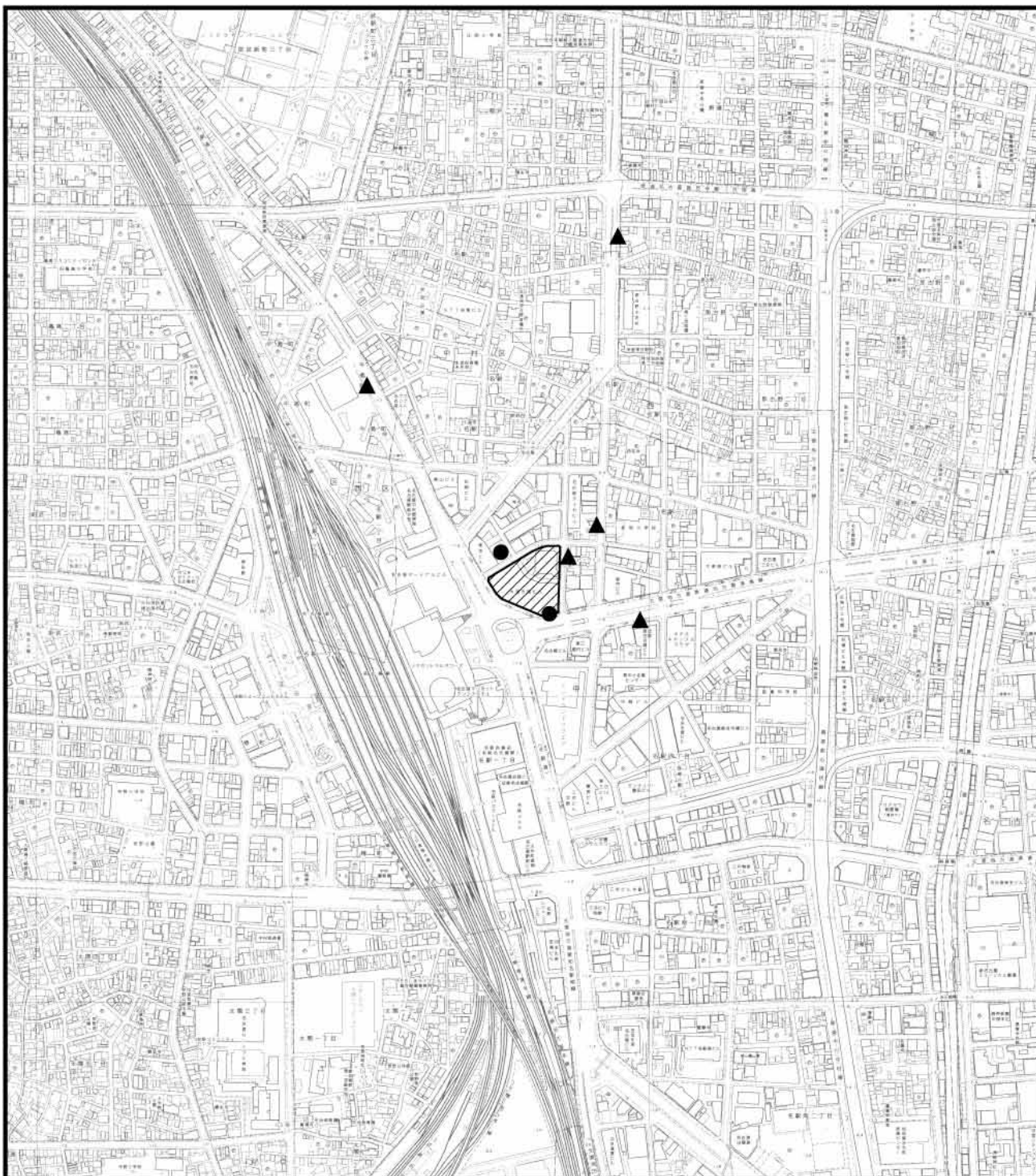
工事中	工事関係車両の走行	予測事項	・ 工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	・ 事業予定地周辺の発生集中交通量 ・ 工事関係車両出入口での歩行者との交錯
		予測条件	・ 工事関係車両の走行ルート及び発生集中交通量 ・ 背景交通量 ・ 安全施設の状況 ・ 事業予定地周辺の開発計画 等 ^{注)}
		予測方法	・ 工事計画に基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 工事関係車両台数が最大となる時期
存在・供用時	事業活動	予測事項	・ 新建築物関連車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	・ 事業予定地周辺の発生集中交通量 ・ 新建築物関連車両出入口での歩行者との交錯
		予測条件	・ 新建築物関連車両の走行ルート及び発生集中交通量 ・ 背景交通量 ・ 安全施設の状況 ・ 事業予定地周辺の開発計画 等 ^{注)}
		予測方法	・ 事業計画に基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地周辺
		予測時期	・ 新建築物の供用時

注) 今後、周辺開発に係るデータが公表された場合には、それらを考慮して検討を行う。

(12) 緑地等

[予 測]

存在・供用時	新建築物の存在	予測事項	・ 事業の実施に伴い、新設する緑地等の状況
		予測項目	・ 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	・ 緑化計画
		予測方法	・ 事業計画に基づく予測
		予測場所	・ 事業予定地内
		予測時期	・ 新建築物の存在時



-  : 事業予定地
 : 環境騒音・環境振動 (2地点)
 : 道路交通騒音・道路交通振動、
地盤卓越振動数、自動車交通量 (5地点)

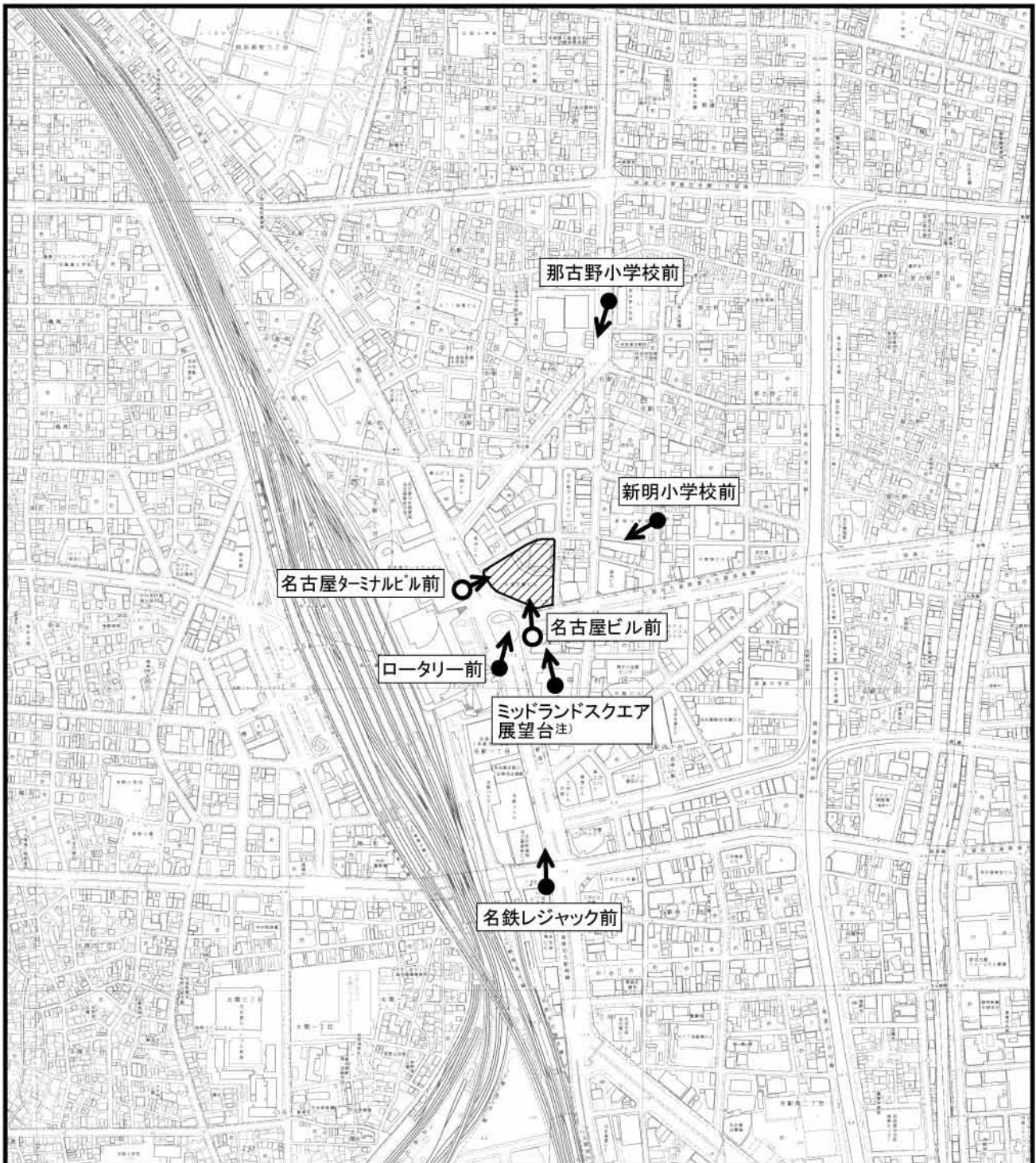


Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 5-3-1

騒音・振動 現地調査地点図



▨ : 事業予定地

● : 写真撮影地点(5地点)

◐ : 写真撮影及び圧迫感調査地点(2地点)

注) 正式名称は、スカイプロムナード。

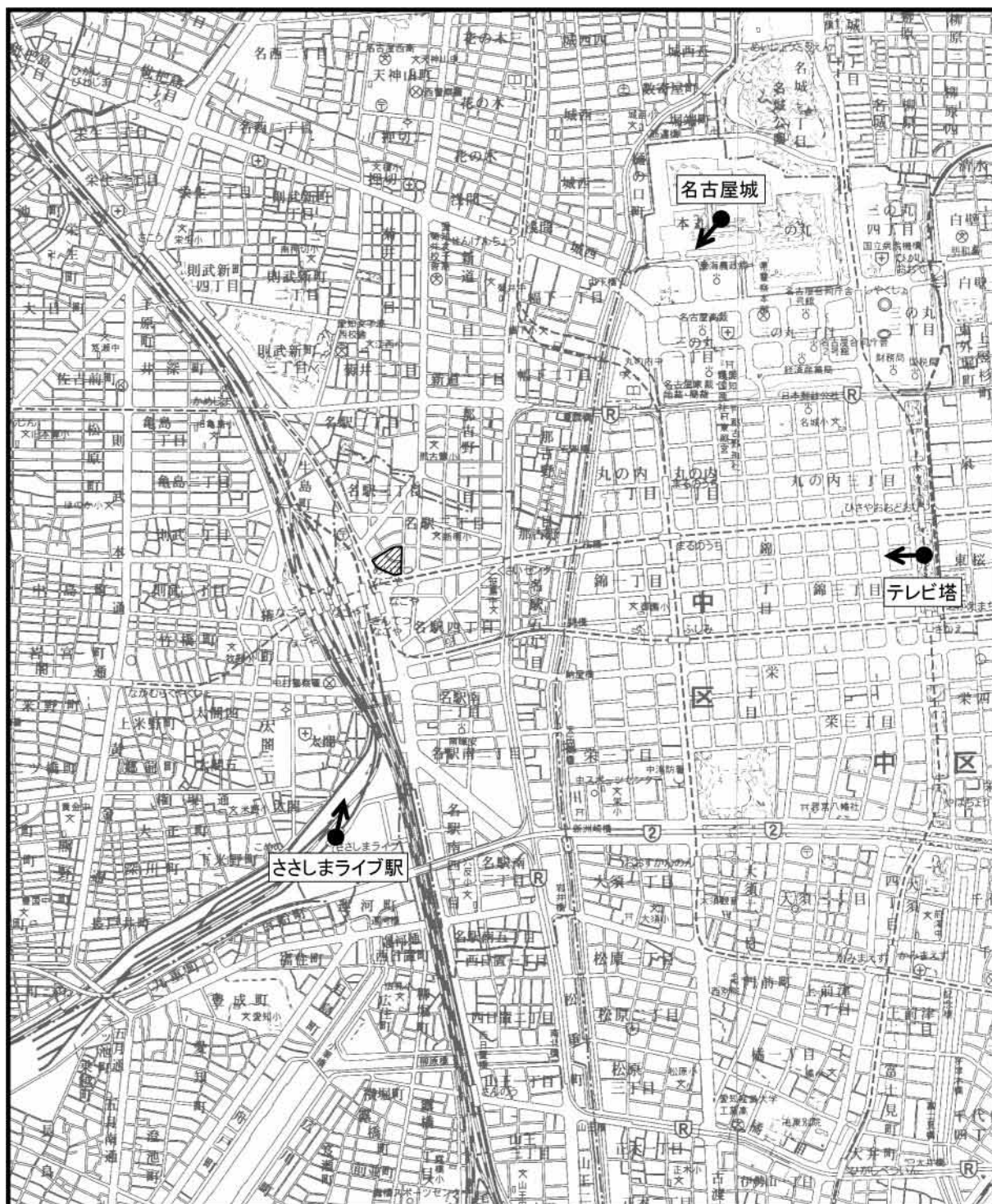


Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 5-3-2

景観（近景及び中景）現地調査地点図



凡
例

 : 事業予定地

 : 写真撮影地点 (3 地点)

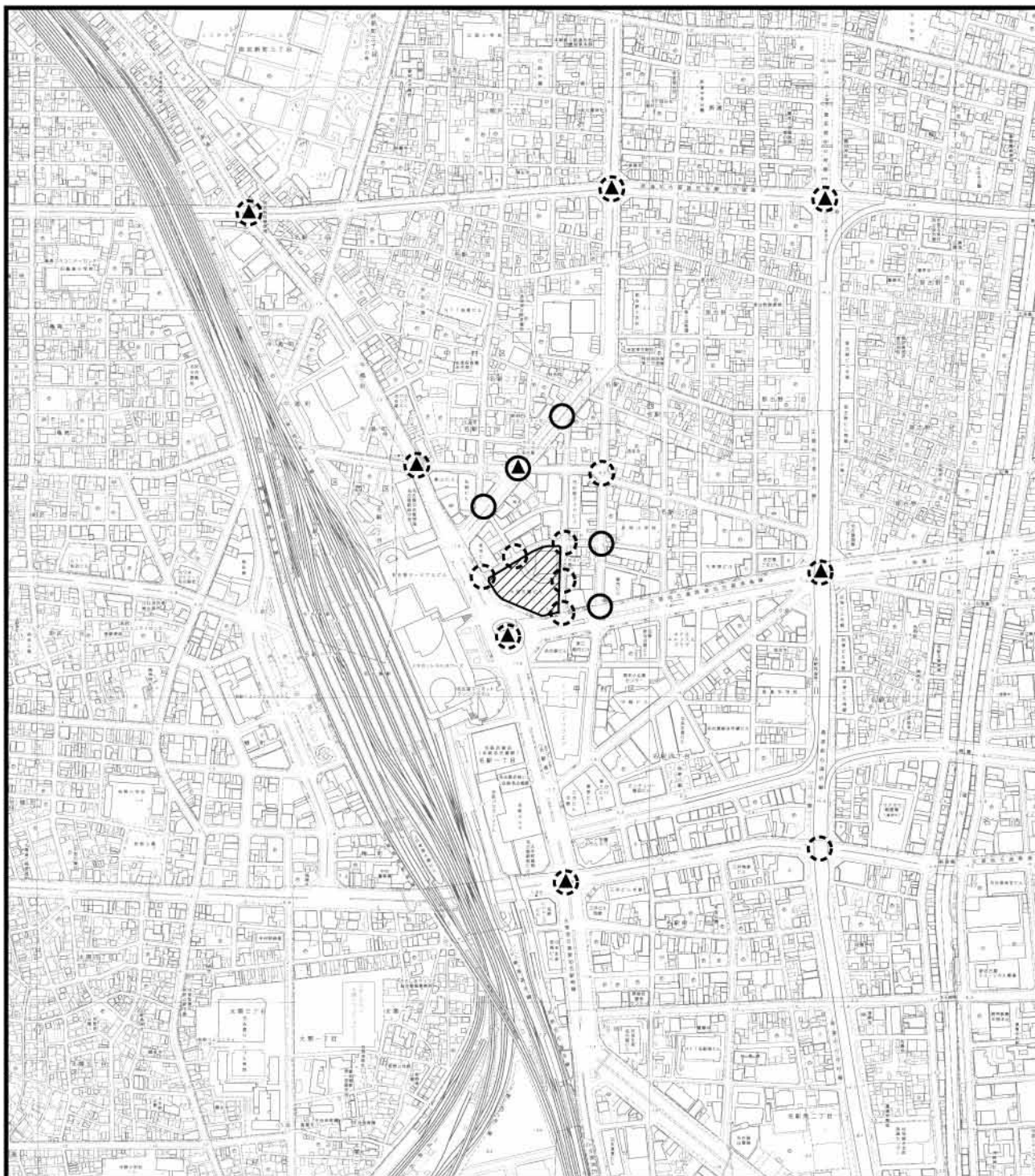


Scale 1:25,000

0 250 500 1000m

図 5-3-3

景観（遠景） 現地調査地点図



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 自動車交通量 (5地点)
-  : 自動車交通量 (14地点)
(既調査：平成20年2月)
-  : 周辺開発により自動車交通量
調査の実施が予想される地点



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図5-3-4 安全性 現地調査地点図

第 6 章 評価の手法

6-1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

6-2 評価の手法

調査、予測及び 6-1 で行った環境保全措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境保全措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・地盤・景観・廃棄物等・温室効果ガス等・風害・日照障害・電波障害・安全性・緑地等

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・緑地等

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第 7 章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文対照頁
		既存資料	現地調査			
大気質	・浮遊粒子状物質及び窒素酸化物濃度 ・風向、風速、日射量及び雲量 ・自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）	○	○	解体工事による粉じん	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測	P.64～P.66
				建設機械の稼働による大気汚染物質濃度 工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度 熱源施設の稼働による大気汚染物質濃度	大気拡散モデルに基づく予測	
騒音	・環境騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） ・道路交通騒音（等価騒音レベル、時間率騒音レベル） ・自動車交通量（時刻別、車種別、方向別自動車交通量）	○	○	建設機械の稼働による騒音レベル	「日本音響学会 建設工事騒音の予測モデル “ ASJ CN-Model2007 ” 」に基づく予測（機械別予測）	P.66～P.67
				工事関係車両の走行による騒音レベル	「日本音響学会 道路騒音の予測モデル “ ASJ RTN-Model2008 ” 」に基づく予測	
振動	・環境振動（時間率振動レベル） ・道路交通振動（時間率振動レベル） ・地盤卓越振動数	○	○	建設機械の稼働による振動レベル	振動伝搬理論式に基づく予測	P.68～P.69
				工事関係車両の走行による振動レベル	旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
地盤	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況	○	-	・掘削等の土工による周辺地盤の変位 ・掘削時の地下水汲み上げによる周辺地下水位の変動及びそれに伴う周辺地盤の変位 ・建物荷重による周辺地盤の変位	・地盤変位解析に基づく予測 ・浸透流解析による地下水位変動予測	P.70
景観	・地域景観の特性 ・主要眺望点からの景観 ・現況施設の圧迫感の状況	-	○	新建築物による景観及び圧迫感の変化	・フォトモンタージュによる景観の予測 ・形態率図の作成による圧迫感の予測	P.71
廃棄物等	-	-	-	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位並びに工事計画から発生量を推計	P.72
				事業活動に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	発生原単位並びに事業計画から発生量を推計	
温室効果ガス等	-	-	-	工事に伴い発生する温室効果ガスの発生量	活動区分別温室効果ガス発生量を合計する方法	P.73～P.74
				事業活動に伴い発生する温室効果ガスの発生量		
	現況施設におけるオゾン層破壊物質の使用状況及び存在量	-	○	オゾン層破壊物質の処理	工事計画、類似事例等に基づく予測	
風害	・事業予定地及びその周辺の風況 ・土地建物の状況	○	○	新建築物によるビル風の影響	三次元流体解析による予測	P.75
日照障害	・事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 ・現況工作物による日影時間	○	○	新建築物による日影の影響	理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成	P.76
電波障害	事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況	○	○	新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）	理論式に基づく予測	P.77
	マイクロウェーブの送信経路の状況			新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響	事業計画に基づく予測	
安全性	・交通量の状況（自動車交通量、歩行者交通量） ・交通事故の発生状況 ・交通安全施設、交通規制の状況 ・通学路の指定状況	○	○	工事関係車両の走行による交通安全への影響	工事計画に基づく予測	P.78～P.79
				新建築物関連車両の走行による交通安全への影響	事業計画に基づく予測	
緑地等	-	-	-	事業の実施に伴い、新設する緑地等の状況	事業計画に基づく予測	P.79

資 料 編

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成17年名古屋市告示第402号)

物質名	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	年平均値が3 μg/m ³ 以下であること。
地域	名古屋市の全域			

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

【人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

()

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	7.5 mg / ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / ℓ 以下	25 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / ℓ 以下	50 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	-
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / ℓ 以下	100 mg / ℓ 以下	2 mg / ℓ 以上	-
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg / ℓ 以上	-
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg / ℓ 以上とする。 3 省略。 4 省略。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
" 3 級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

< 水域類型の指定 >

水 域	該当類型
堀 川（全域）	D
中川運河（全域）	E

出典）「平成 20 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 20 年）

()

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該 当 水 域
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。			

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成17年名古屋市告示第402号)

(1) 水の安全性に関する項目(全市域)

項 目 名	目 標 値
カドミウム	0.01 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
チウラム	0.006 mg/l 以下
シマジン	0.003 mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ベンゼン	0.01 mg/l 以下
セレン	0.01 mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/l 以下

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

水 域		河 川		
区 分				
親水のイメージ		川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水 質 目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下
	浮遊物質 (SS)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
	溶存酸素量 (DO)	5 mg/ℓ 以上		3 mg/ℓ 以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100ml 以下		
親 し み や す い 指 標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のないこと。		
	水量	流れのあること。		
	ごみ	ごみのないこと。		
	生物 指 標	淡水域 アユ モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ オイカワ コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類
		汽水域	マハゼ、スズキ、 ボラ、 ヤマトシジミ	フジツボ類

注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。

2: BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川		川に入っの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
		水際での遊びが楽しめる	堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）天白川（全域）植田川（全域）扇川（全域）庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
		岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）中川運河（全域）堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）新堀川（全域）山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）矢田川（全域）香流川（全域）新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）戸田川（全域）福田川（全域）鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成3年環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1 mg 以下であること。
備考 1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg - TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg - TEQ/l 以下
水底の底質	150pg - TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg - TEQ/g 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg - TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

【大気汚染防止法】及び【愛知県生活環境保全条例】

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年政令第 329 号)
 (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)
 (愛知県生活環境保全条例施行規則)

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積が 10 m ² 以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50ℓ /時以上	伝熱面積が 8 m ² 以上

(2) 硫黄酸化物の規制

1) 排出基準（K 値規制）

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m³/時）

K：大気汚染防止法施行規則第 3 条及び愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条で定められた値

（大気汚染防止法施行令第 5 条、同法施行規則第 3 条、
愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条別表第 6）

地 域	大気汚染防止法 (S49.4.1 ~)	愛知県生活環境保全条例 (S49.9.30 ~)
名古屋市	1.17	1.17

H e：以下に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、H e、H o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H e：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H o：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度十五度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

2) 総量の規制

項 目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対 象 工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(注 1 参照)を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500ℓ /時以上の工場・事業場	大気指定工場等 1.大気指定施設 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く：伝熱面積 10m ² 以上）の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計が重油に換算した量が 500 ℓ /時以上の工場等
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = a W^{0.95} + r a \{ W + W_i \}^{0.95} - W^{0.95}$ Q : 硫黄酸化物の排出許容量(m ³ N/h) W : 51 年 3 月 31 日(小型ボイラー(伝熱面積が 10m ² 未満のもの。以下同じ。)は、60 年 9 月 9 日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63 年 1 月 31 日、ガス機関、ガソリン機関は 3 年 1 月 31 日)以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h) W_i : 51 年 4 月 1 日(小型ボイラーは、60 年 9 月 10 日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63 年 2 月 1 日、ガス機関、ガソリン機関は 3 年 2 月 1 日)以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h) a, r : 定数 $a : 2.17 \times 10^{-3}, r : 2.17 \times 10^{-3}$ $r : 1/3$	大気指定工場等の新設 $Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q^m \}$ Q : 硫黄酸化物の排出許容量(m ³ N/h) W_1 : 49 年 9 月 29 日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h) W_2 : 大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h) $a, b, R_1, R_2, R_3, \alpha S_1, \alpha S_2, \alpha S_3$: 定数(注 2 参照)

注) 1 : 総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第 1 の 1 の項から 14 の項まで、18 の項、21 の項、23 の項から 26 の項まで及び 28 の項から 32 の項までのものである。

2 : 県条例に基づく総量規制の定数は、以下のとおりである。

R_1	R_2	R_3	R_4
0	1.0	1.0	0.31

αS_1	αS_2	αS_3
$\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$

$$y_1 = a W_1 + b, \quad y_2 = (a W_2 + b) - (a W_1 + b)$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した 1 時間あたりリットル)	a	b
500 以上 1,000 未満	0.643	16
1,000 以上 5,000 未満	0.743	-84
5,000 以上 10,000 未満	0.606	620
10,000 以上	0.861	-1,930

3) ばいじんの規制

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N /h)	g / m ³ N
ボイラー	4 以上	0.03
ガスの専焼	4 未満	0.05

(大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例 昭和 48 年愛知県条例第 4 号)

施設の種類	施設の規模 (万 m ³ N /h)	許容濃度 (g / m ³ N)
ボイラー 重油その他の液体燃料 (紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く) 又はガスを専焼させるもの	20 以上	0.05
	4 ~ 20	0.10
	4 未満	0.20

(愛知県生活環境保全条例施行規則)

施設の種類	g / m ³ N
ボイラー 重油その他の液体燃料 (紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く) 又はガスを専焼させるもの	0.20

4) 窒素酸化物

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N /h)	cm ³
ボイラー ガスの専焼	50 以上	60
	4 ~ 50	100
	1 ~ 4	130
	1 未満	150

【名古屋市環境保全条例】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
---	---	--

規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \cdot F_1) + \Sigma (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$$

Q：工場等から排出が許容される窒素酸化物の量（NO₂の換算 g/時）

F₁、F₂：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの（燃原料の量 × 換算係数）

C₁、C₂：下表参照

詳 細 区 分		C ₁	C ₂
1	重油の量に換算した燃焼能力が 4,000 以上	0.70	0.60
2	気体燃料（液化石油ガスを除く）の専焼（1 項を除く）	0.90	0.80
3	C 重油を燃焼（1 項を除く）	1.30	1.10
4	固体燃料（石炭除く）を燃焼させるもの（1 項を除く）	1.60	1.30
5	前各項に掲げるものを除く	1.00	0.85

注）主たる熱源が電気であるものにあつては、C₁の値は 1.00、C₂の値は 0.95 とする。

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8 時 ~ 19 時	6 時 ~ 8 時 19 時 ~ 22 時	22 時 ~ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45	40	40
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機(もんけんを除く。) くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	○	○
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○	○
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	○	○
6 バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業	○	
7 トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業	○	
8 ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年厚生省・建設省告示第1号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値		85dBを超えないこと
作業時間		午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間		10時間を超えないこと
		14時間を超えないこと
作業期間		連続6日を超えないこと
作業日		日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

地域: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

地域: 工業地域(地域のイの区域を除く。)

地域: 工業専用地域(地域のイの区域を除く。)

【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年総理府令第 15 号)
(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1：区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）

一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	7 時 ~ 20 時	20 時 ~ 翌日 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)
(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類		振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業		○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		○	○
4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		○	○
規制の種別	地域の区分	基準等	
基準値		75dB を超えないこと	
作業時間		午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと	
		午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと	
*1 日あたりの作業時間		10 時間を超えないこと	
		14 時間を超えないこと	
作業期間		連続 6 日を超えないこと	
作業日		日曜日その他の休日でないこと	

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を * 欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

地域: ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

地域: 工業地域 (地域のイの区域を除く。)

地域: 工業専用地域 (地域のイの区域を除く。)

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時 ~ 20 時	20 時 ~ 翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

（愛知県生活環境保全条例施行規則）

（名古屋市環境保全条例施行細則）

ストレーナーの位置	10m以浅
吐出口断面積	19cm ² 以下
揚水機の定格出力	2.2kw以下
揚水量	350m ³ /日以下

注）なお、名古屋市環境保全条例では地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm²を超える場合に、届出が必要となっている。

【建築基準法】

(別表第4)

(建築基準法 昭和25年法律第201号)

(い)		(ろ)	(は)	(に)	
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が5メートルを超え10メートル以内の範囲における日影時間
1	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間 2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)
2	第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル又は6.5メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間 2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)
3	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル又は6.5メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間 2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(2)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間 2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)
		ロ 高さが10メートルを超える建築物	4メートル	(1)	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間 2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)

【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4(ろ)欄の 4 の 項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4(に)欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種 低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域		4 メートル	(1)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又 は準住居地域		4 メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4 メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 10 と定めら れた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 20 と定めら れた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。)
		(2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3 項に掲げるものを除く。)又は工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物 (2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物

備考

- 1 建築物を増築する場合には、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合には、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条 都市緑地法施行令(昭和 49 年政令第 3 号)第 9 条ただし書に規定する緑化率(法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層住居誘導地区(都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。)、高度利用地区(同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。)又は都市再生特別地区(同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。)の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。)が 10 分の 6 以下の区域内にあっては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあっては、500 平方メートル。
- (2) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条 次の各号に掲げる建築物(敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
- (2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物

- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物(敷地面積が1,000平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
 - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
 - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

1 調査目的

事業予定地周辺の交通実態調査を行い、交通検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査日時

2-1 自動車交通量調査

平成 20 年 2 月 28 日 (木) 7:00 ~ 21:00 (連続 14 時間調査)

平成 20 年 3 月 2 日 (日) 7:00 ~ 21:00 (連続 14 時間調査)

2-2 歩行者通行量調査

調査日は自動車交通量調査と同日、調査時間は 7:00 ~ 21:00 (連続 14 時間調査)

3 調査内容

3-1 自動車交通量調査

地 点 : 14 交差点 (広域 : 5 地点、周辺 : 4 地点、近傍 : 5 地点) (図-1 参照)

車 種 : 表-1 の分類表に従う 5 分類

方 向 : 交差点内全方向別

集 計 : 1 時間単位

調査方法 : 数取器を用いて、台数をカウントした。

表-1 車種分類表

分 類		ナンバープレート
小型車	小型乗用車	3, 5, 7
	小型貨物車	4
大型車	バス	2
	普通貨物車	1
二輪車		-

3-2 歩行者通行量調査

地 点 : 6 地点 (近傍 : 6 地点) (図-2 参照)

種 別 : 歩行者・自転車

方 向 : 断面・方向別

集 計 : 1 時間単位

調査方法 : 数取器を用いて、人数をカウントした。

4 調査結果

4-1 自動車交通量調査

自動車交通量調査結果を表-2、図-1に示す。

(1) 平日交通量

流入交通量が一番多い交差点は、№6で約87,000台/14hであった。

断面交通量は、№8西側断面（太閤通）が約45,000台/14hで最も多かった。事業予定地付近の幹線道路では、№6北側（名駅通）が約24,000台/14h、東側（桜通）が約29,000台/14hであった。

事業予定地近傍の細街路では、№12、13、14間が約1,500～2,200台/14hとなっており、大名古屋ビルとロイヤルパークイン名古屋間の一方通行路では、約700台/14hであった。

(2) 休日交通量

流入交通量が一番多い交差点は、№6で約62,000台/14hであった。

断面交通量は、№8西側断面（太閤通）が約36,000台/14hで最も多かった。事業予定地付近の幹線道路では、№6北側（名駅通）が約19,000台/14h、東側（桜通）が約17,000台/14hであった。

事業予定地近傍の細街路では、№12、13、14間が約700～900台/14hとなっており、大名古屋ビルとロイヤルパークイン名古屋間の一方通行路では、約200台/14hであった。

表-2(1) 自動車交通量調査結果（流入交通量）[広域、周辺]

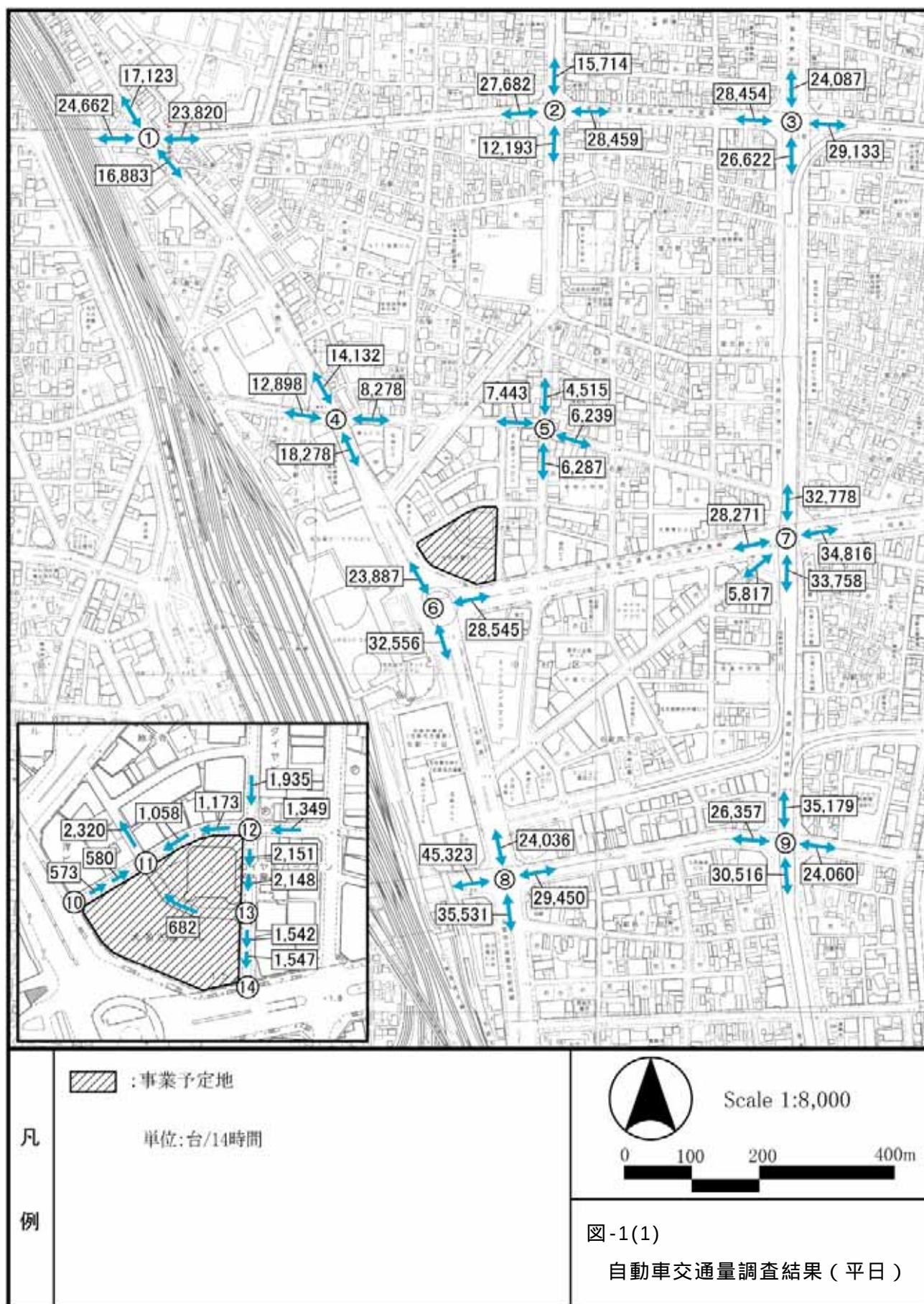
単位：台/14h

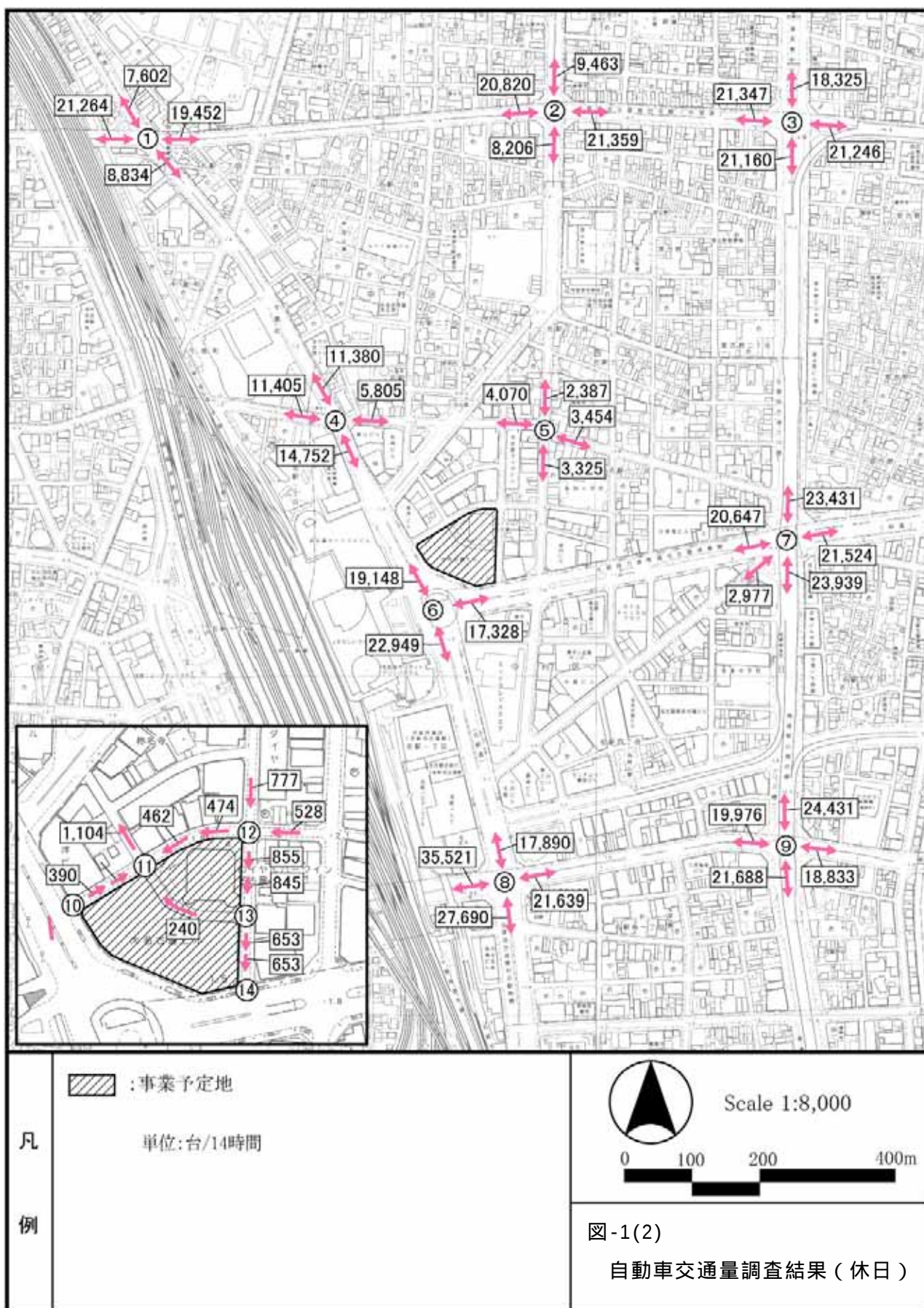
	№1	№2	№3	№4	№5	№6	№7	№8	№9
平日	41,244	41,754	54,148	26,793	12,242	87,491	67,720	67,170	58,056
休日	28,576	29,924	41,039	21,671	6,618	62,125	46,259	51,370	42,464

表-2(2) 自動車交通量調査結果（流入交通量）[近傍]

単位：台/14h

	№10	№11	№12	№13	№14
平日	12,042	2,320	3,304	2,148	17,374
休日	9,411	1,104	1,317	845	10,160





4-2 歩行者通行量調査

歩行者通行量調査結果を表-3、図-2 に示す。

(1) 平日通行量

流入通行量が一番多い地点は、№5 で約 32,000 人/14h であった。

事業予定地近傍の幹線道路の通行量は、事業予定地西側（名駅通）が約 10,000 ~ 24,000 人/14h、事業予定地南側（桜通）が約 9,100 ~ 9,800 人/14h であった。

事業予定地近傍の細街路の通行量は約 1,800 ~ 12,000 人/14h となっており、大名古屋ビルとロイヤルパークイン名古屋間の一方通行路では、約 900 ~ 1,300 人/14h であった。

(2) 休日通行量

流入通行量が一番多い地点は、№5 で約 19,000 人/14h であった。

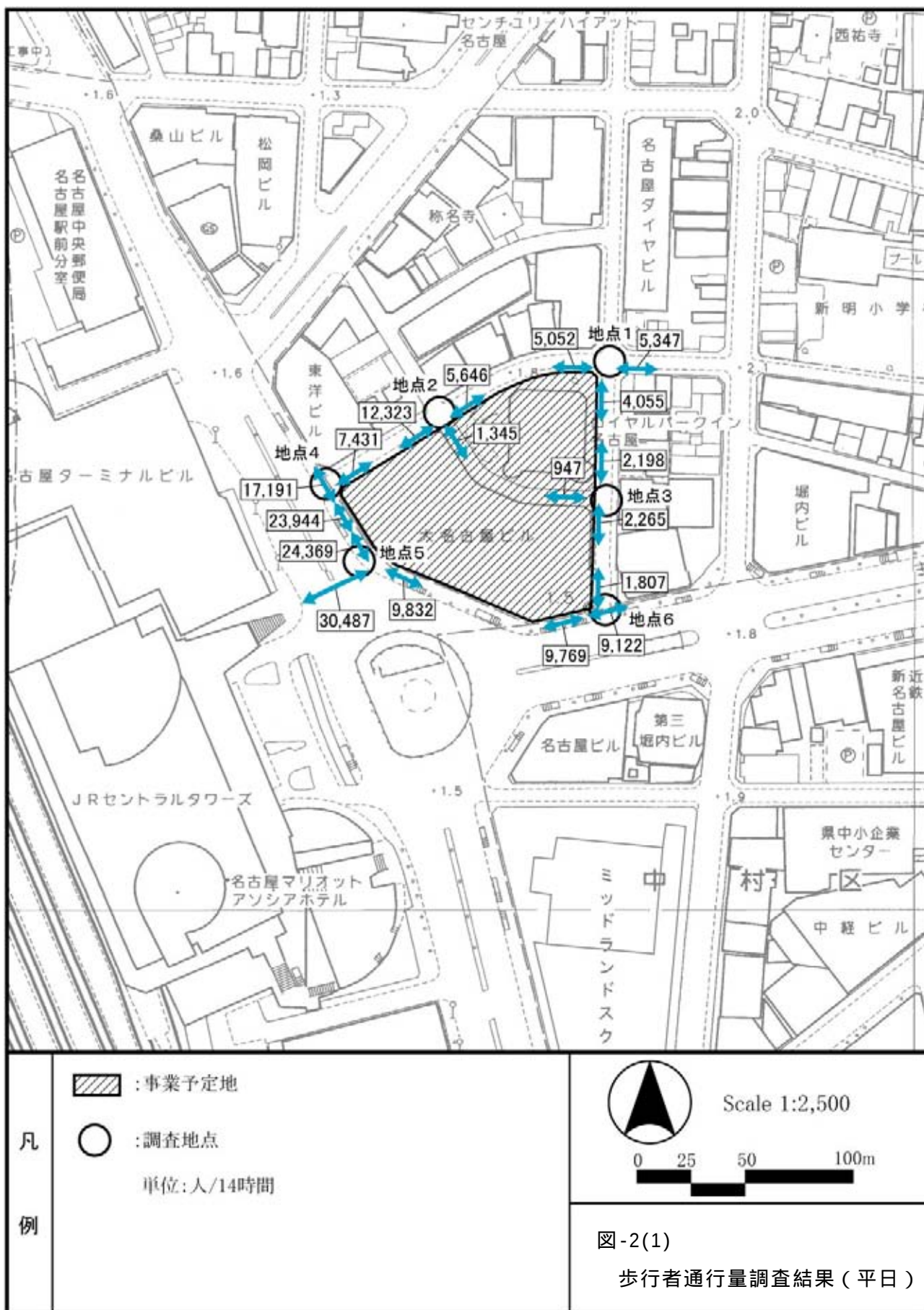
事業予定地近傍の幹線道路の通行量は、事業予定地西側（名駅通）が約 8,000 ~ 13,000 人/14h、事業予定地南側（桜通）が約 8,000 人/14h であった。

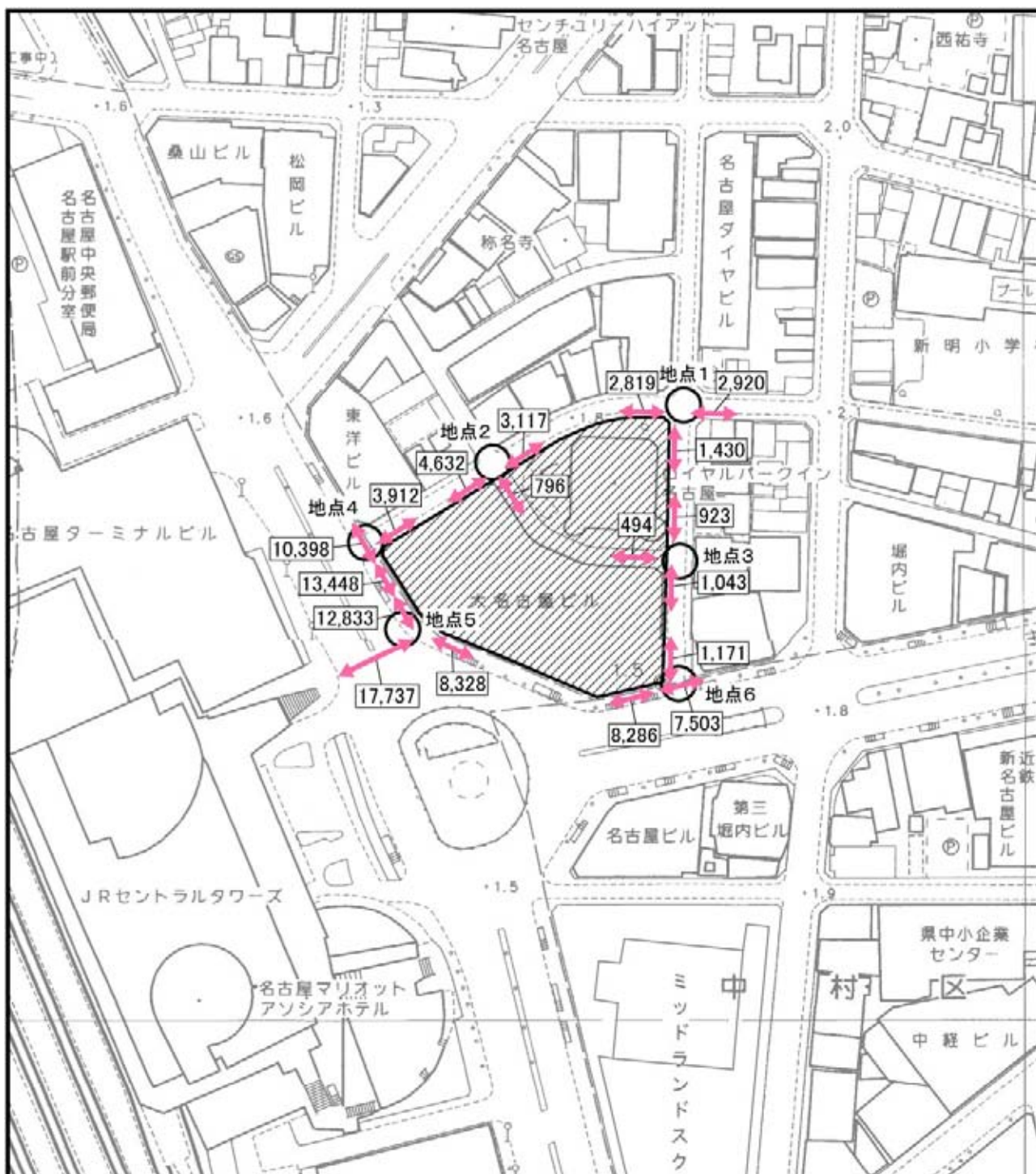
事業予定地近傍の細街路の通行量は約 900 ~ 4,600 人/14h となっており、大名古屋ビルとロイヤルパークイン名古屋間の一方通行路では、約 500 ~ 800 人/14h であった。

表-3 歩行者通行量調査結果（流入通行量）

単位：人/14h

	№1	№2	№3	№4	№5	№6
平日	9,651	13,525	2,705	24,283	32,344	10,349
休日	4,319	5,228	1,230	13,879	19,449	8,480





凡
例

▨ : 事業予定地

○ : 調査地点

単位: 人/14時間



Scale 1:2,500

0 25 50 100m

図-2(2)

歩行者通行量調査結果(休日)

用 語 解 説

【用 語 解 説】

(あ 行)

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(昭和 63 年法律第 53 号)では、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、臭化メチル、クロロフルオロカーボン(CFC)、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では 2004 年末をもって生産等が全廃されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を「温室効果」という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に策定した。

(か 行)

環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

(さ 行)

サンクンガーデン

地下に開放的な空間を設け、人々が集う憩いの場所のことをいう。

時間率振動(騒音)レベル

振動(騒音)の評価方法の一つ。振動(騒音)があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動(騒音)レベルといい、 $L_{AX,T}$ と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

しゃへい 遮蔽障害

地上デジタル放送の場合、ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波(希望波)の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。(アナログ波の場合の多重像(ゴースト)障害は発生しない。)

でんぱん 振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づ

く予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

< 振動レベルの目安 >

- 90dB ... 家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。
- 80dB ... 家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。
- 70dB ... 大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。
- 60dB ... 静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。
- 50dB ... 人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A 特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計の A 特性で測定した値である。

< 騒音レベルの目安 >

- 120dB ... 飛行機のエンジン近く
- 110dB ... 自動車のクラクション（前方 2m）、リベット打ち
- 100dB ... 電車が通るときのガード下
- 90dB ... 大声による独唱、騒々しい工場の中
- 80dB ... 電車の車内
- 70dB ... 電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
- 60dB ... 静かな乗用車、普通の会話
- 50dB ... 静かな事務所の中
- 40dB ... 市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
- 30dB ... 郊外の深夜、ささやき声
- 20dB ... 木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方 1m）

(た 行)

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

地域冷暖房施設（DHC）

都市の増大するエネルギー需要に対してピークの平準化を行い、都市ガスと電気の組み合わせによるベストミックス方式を採用して NOx や CO₂ の発生量を抑えた環境に優しい熱供給施設のこと。

地上デジタル放送

2003 年 12 月 1 日から、関東・近畿・中京の 3 大広域圏で、地上波の UHF 帯を使用して開始されたデジタル放送。映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1 チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。なお、受信可能エリアは順次拡大しており、2011 年 7 月に現在のアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

どう せん 動 線

建物の内外で人や物が移動する経路を示す線のことをいう。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など 13 種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など 4 種類の作業がある。

（な 行）

日平均値の 2%除外値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98% 値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

（は 行）

反射障害

地上デジタル放送の場合、高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう（アナログ波の場合は多重像（ゴースト）障害となる）。なお、地上デジタル放送は、アナログ放送に比べ、大幅に改善されていることから、多くの場合、障害は発生しない。

風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、

消化剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

（ま 行）

マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz 以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

（や 行）

有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量（力，変位，流量，水位など）の変化を解く方法をいう。

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

（ら 行）

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

本書に使用した地図は、名古屋市長の承認を得て、同市作成の 1/2,500 名古屋都市計画基本図および 1/25,000 名古屋都市計画区域図（東部）（西部）を使用して作成したものである。 承認番号 平成 20 年度 第 22-15 号

本書は、再生紙を使用している。